

福岡医発第 121 号（地）
平成 31 年 4 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

2019 年 10 月 介護報酬改定に関する告示のご案内について

拝啓 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2019年10月 1 日施行の消費税率引き上げへの対応及び新たな処遇改善に関する報酬改定に関する告示につきましては、3 月28日に官報公布された旨、別添のとおり日本医師会より通知が参りましたので、ご連絡申し上げます。

なお、関連する通知等につきましては、今後発出予定とのことですので、随時、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、介護保険の「令和元年(2019年)10月 介護報酬改定に関する情報」に、官報と併せて掲載されます。必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

掲載先：日本医師会ホームページメンバーズルーム

「介護報酬改定に関する情報<令和元年（2019 年）10 月>」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/31kaitei/index.html>

敬具

日医発第14号（介1）
平成31年4月1日

都道府県医師会 会長 殿

日本医師会会長
横倉 義武

2019年10月 介護報酬改定に関する告示のご案内について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日施行の、消費税率引き上げへの対応及び新たな処遇改善に関する報酬改定に関する告示につきましては、3月28日に官報公布されましたのでご送付申し上げます。

なお、関連する通知等については今後発出予定とのことですので、随時、日医ホームページのメンバーズルーム中、介護保険の「令和元年(2019年)10月 介護報酬改定に関する情報」に、官報と併せて掲載いたしますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

【掲載アドレス】

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/31kaitei/index.html>

敬具

記

【添付資料・ホームページにも掲載】

○官報 号外第61号（平成31年3月28日付）

- ・厚生労働省告示101号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 (同二九、三〇)
 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令 (同三一)
- 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (総務・財務二)
- 家畜保健衛生所法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産二三)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (国土交通一三)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令 (防衛四)
- 政党助成法第二十七条第六項の規定により読み替えて準用される同法第二十一条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件 (総務一二八)
- 政党助成法第五条第三項の規定による政党的届出事項の異動の届出があったので公表する件 (同二二九)
- 政党助成法第五条第一項の規定による政党的届出があったので公表する件 (同二三〇)
- 政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件 (同三一)
- 政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件 (同三二)
- 簡易生命保険価格変動準備金の対象となる資産を定める件の一部を改正する件 (同三三)
- 保険料積立金の積立水準の計算方法を定める件の一部を改正する件 (同三四)
- 危険準備金の積立て及び取崩しに関する基準を定める件の一部を改正する件 (同三五)
- 既発生未報告に係る簡易生命保険支払備金の計算方法を定める件の一部を改正する件 (同三六)
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する件 (同三七)
- 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件 (文部科学五一)
- 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を定める件に追加して家屋を定める件 (同五二、五三)
- 地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件 (同五四)
- 高等学校学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示 (同五五)
- 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件 (同五六)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件 (厚生労働一〇一)
- 特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件 (同一二)
- 特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件 (同一〇三)
- 特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件 (同一〇四)
- 航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件 (国土交通四二)
- 航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する件 (同四三)
- 空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件 (同四四)

(以下次のページへ続く)

○厚生労働省告示第百一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を次の表のように改正し、平成三十一年十月一日から適用する。

平成三十一年三月二十八日

厚生労働大臣 根本

匠

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
 (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第一条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>166単位</u></p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>395単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 <u>577単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>182単位</u></p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 <u>224単位</u></p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>ト 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u></p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</u></p> <p>2 訪問入浴介護費</p> <p>イ 訪問入浴介護費 <u>1,256単位</u></p> <p>注1～8 (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) <u>イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u></p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) <u>イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u></p>	<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 <u>165単位</u></p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>248単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>394単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間以上の場合 <u>575単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>181単位</u></p> <p>(2) 所要時間45分以上の場合 <u>223単位</u></p> <p>ハ～ヘ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 訪問入浴介護費</p> <p>イ 訪問入浴介護費 <u>1,250単位</u></p> <p>注1～8 (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(新設)</p>

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合	312単位
(2) 所要時間30分未満の場合	469単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	819単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,122単位
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	297単位

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合	264単位
(2) 所要時間30分未満の場合	397単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	571単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	839単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,945単位

注1～15

ニ 初回加算

200単位

注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ～チ (略)

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき）

292単位

注1～10 (略)

ロ・ハ (略)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	509単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	485単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	444単位

(2) 居宅療養管理指導費(II)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	295単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	285単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	261単位

注1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	509単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	485単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	444単位

注1～4 (略)

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合	311単位
(2) 所要時間30分未満の場合	467単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	816単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,118単位
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）	296単位

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合	263単位
(2) 所要時間30分未満の場合	396単位
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	569単位
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	836単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,935単位

注1～15

ニ 初回加算

200単位

注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ～チ (略)

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき）

290単位

注1～10 (略)

ロ・ハ (略)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	507単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	483単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	442単位

(2) 居宅療養管理指導費(II)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	294単位
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	284単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	260単位

注1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	507単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	483単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	442単位

注1～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (三) (一)及び(二)以外の場合

560単位
415単位
379単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (三) (一)及び(二)以外の場合

509単位
377単位
345単位

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (3) (1)及び(2)以外の場合

539単位
485単位
444単位

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (3) (1)及び(2)以外の場合

356単位
324単位
296単位

注1～4 (略)

ヘ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

364単位
417単位
472単位
525単位
579単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

382単位
438単位
495単位
551単位
608単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

561単位
663単位
765単位
867単位
969単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

575単位
679単位
784単位
888単位
993単位

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (三) (一)及び(二)以外の場合

558単位
414単位
378単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (三) (一)及び(二)以外の場合

507単位
376単位
344単位

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (3) (1)及び(2)以外の場合

537単位
483単位
442単位

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
- (3) (1)及び(2)以外の場合

355単位
323単位
295単位

注1～4 (略)

ヘ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

362単位
415単位
470単位
522単位
576単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

380単位
436単位
493単位
548単位
605単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

558単位
660単位
761単位
863単位
964単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要介護1
- (二) 要介護2
- (三) 要介護3
- (四) 要介護4
- (五) 要介護5

572単位
676単位
780単位
884単位
988単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>648単位</u>
(二) 要介護2	<u>765単位</u>
(三) 要介護3	<u>887単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,008単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,130単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>659単位</u>
(二) 要介護2	<u>779単位</u>
(三) 要介護3	<u>902単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,026単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,150単位</u>
□ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>352単位</u>
(二) 要介護2	<u>403単位</u>
(三) 要介護3	<u>455単位</u>
(四) 要介護4	<u>506単位</u>
(五) 要介護5	<u>559単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>370単位</u>
(二) 要介護2	<u>424単位</u>
(三) 要介護3	<u>479単位</u>
(四) 要介護4	<u>533単位</u>
(五) 要介護5	<u>588単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>536単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>732単位</u>
(四) 要介護4	<u>828単位</u>
(五) 要介護5	<u>926単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>555単位</u>
(二) 要介護2	<u>657単位</u>
(三) 要介護3	<u>758単位</u>
(四) 要介護4	<u>858単位</u>
(五) 要介護5	<u>959単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>620単位</u>
(二) 要介護2	<u>733単位</u>

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>645単位</u>
(二) 要介護2	<u>761単位</u>
(三) 要介護3	<u>883単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,003単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,124単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>656単位</u>
(二) 要介護2	<u>775単位</u>
(三) 要介護3	<u>898単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,021単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,144単位</u>
□ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>350単位</u>
(二) 要介護2	<u>401単位</u>
(三) 要介護3	<u>453単位</u>
(四) 要介護4	<u>504単位</u>
(五) 要介護5	<u>556単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>368単位</u>
(二) 要介護2	<u>422単位</u>
(三) 要介護3	<u>477単位</u>
(四) 要介護4	<u>530単位</u>
(五) 要介護5	<u>585単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>533単位</u>
(二) 要介護2	<u>631単位</u>
(三) 要介護3	<u>728単位</u>
(四) 要介護4	<u>824単位</u>
(五) 要介護5	<u>921単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>552単位</u>
(二) 要介護2	<u>654単位</u>
(三) 要介護3	<u>754単位</u>
(四) 要介護4	<u>854単位</u>
(五) 要介護5	<u>954単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>617単位</u>
(二) 要介護2	<u>729単位</u>

(三) 要介護3	848単位
(四) 要介護4	965単位
(五) 要介護5	1,081単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	637単位
(二) 要介護2	753単位
(三) 要介護3	872単位
(四) 要介護4	992単位
(五) 要介護5	1,111単位
ハ 大規模型通所介護費(Ⅲ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	340単位
(二) 要介護2	389単位
(三) 要介護3	440単位
(四) 要介護4	488単位
(五) 要介護5	540単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	356単位
(二) 要介護2	408単位
(三) 要介護3	461単位
(四) 要介護4	513単位
(五) 要介護5	566単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	517単位
(二) 要介護2	611単位
(三) 要介護3	705単位
(四) 要介護4	800単位
(五) 要介護5	894単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	535単位
(二) 要介護2	632単位
(三) 要介護3	729単位
(四) 要介護4	827単位
(五) 要介護5	925単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	598単位
(二) 要介護2	706単位
(三) 要介護3	818単位
(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	1,043単位

(三) 要介護3	844単位
(四) 要介護4	960単位
(五) 要介護5	1,076単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	634単位
(二) 要介護2	749単位
(三) 要介護3	868単位
(四) 要介護4	987単位
(五) 要介護5	1,106単位
ハ 大規模型通所介護費(Ⅲ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	338単位
(二) 要介護2	387単位
(三) 要介護3	438単位
(四) 要介護4	486単位
(五) 要介護5	537単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	354単位
(二) 要介護2	406単位
(三) 要介護3	459単位
(四) 要介護4	510単位
(五) 要介護5	563単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	514単位
(二) 要介護2	608単位
(三) 要介護3	702単位
(四) 要介護4	796単位
(五) 要介護5	890単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	532単位
(二) 要介護2	629単位
(三) 要介護3	725単位
(四) 要介護4	823単位
(五) 要介護5	920単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	595単位
(二) 要介護2	703単位
(三) 要介護3	814単位
(四) 要介護4	926単位
(五) 要介護5	1,038単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	614単位
(二) 要介護2	726単位
(三) 要介護3	839単位
(四) 要介護4	955単位
(五) 要介護5	1,070単位

注1～19 (略)

ニ・ホ (略)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	331単位
(二) 要介護2	360単位
(三) 要介護3	390単位
(四) 要介護4	419単位
(五) 要介護5	450単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	345単位
(二) 要介護2	400単位
(三) 要介護3	457単位
(四) 要介護4	513単位
(五) 要介護5	569単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	446単位
(二) 要介護2	523単位
(三) 要介護3	599単位
(四) 要介護4	697単位
(五) 要介護5	793単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	511単位
(二) 要介護2	598単位
(三) 要介護3	684単位
(四) 要介護4	795単位
(五) 要介護5	905単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	611単位
(二) 要介護2	722単位
(三) 要介護3	835単位
(四) 要介護4	950単位
(五) 要介護5	1,065単位

注1～19 (略)

ニ・ホ (略)

(新設)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	329単位
(二) 要介護2	358単位
(三) 要介護3	388単位
(四) 要介護4	417単位
(五) 要介護5	448単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	343単位
(二) 要介護2	398単位
(三) 要介護3	455単位
(四) 要介護4	510単位
(五) 要介護5	566単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	444単位
(二) 要介護2	520単位
(三) 要介護3	596単位
(四) 要介護4	693単位
(五) 要介護5	789単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	508単位
(二) 要介護2	595単位
(三) 要介護3	681単位
(四) 要介護4	791単位
(五) 要介護5	900単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	579単位
(二) 要介護2	692単位
(三) 要介護3	803単位
(四) 要介護4	935単位
(五) 要介護5	1,065単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	670単位
(二) 要介護2	801単位
(三) 要介護3	929単位
(四) 要介護4	1,081単位
(五) 要介護5	1,231単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	716単位
(二) 要介護2	853単位
(三) 要介護3	993単位
(四) 要介護4	1,157単位
(五) 要介護5	1,317単位

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	325単位
(二) 要介護2	356単位
(三) 要介護3	384単位
(四) 要介護4	413単位
(五) 要介護5	443単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	339単位
(二) 要介護2	394単位
(三) 要介護3	450単位
(四) 要介護4	505単位
(五) 要介護5	561単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	439単位
(二) 要介護2	515単位
(三) 要介護3	590単位
(四) 要介護4	685単位
(五) 要介護5	781単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	501単位
(二) 要介護2	586単位
(三) 要介護3	670単位
(四) 要介護4	778単位
(五) 要介護5	887単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	576単位
(二) 要介護2	688単位
(三) 要介護3	799単位
(四) 要介護4	930単位
(五) 要介護5	1,060単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	667単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	924単位
(四) 要介護4	1,076単位
(五) 要介護5	1,225単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	712単位
(二) 要介護2	849単位
(三) 要介護3	988単位
(四) 要介護4	1,151単位
(五) 要介護5	1,310単位

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	323単位
(二) 要介護2	354単位
(三) 要介護3	382単位
(四) 要介護4	411単位
(五) 要介護5	441単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	337単位
(二) 要介護2	392単位
(三) 要介護3	448単位
(四) 要介護4	502単位
(五) 要介護5	558単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	437単位
(二) 要介護2	512単位
(三) 要介護3	587単位
(四) 要介護4	682単位
(五) 要介護5	777単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	498単位
(二) 要介護2	583単位
(三) 要介護3	667単位
(四) 要介護4	774単位
(五) 要介護5	882単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>559単位</u>
(二) 要介護2	<u>668単位</u>
(三) 要介護3	<u>776単位</u>
(四) 要介護4	<u>904単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,029単位</u>
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>653単位</u>
(二) 要介護2	<u>781単位</u>
(三) 要介護3	<u>907単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,054単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,201単位</u>
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>692単位</u>
(二) 要介護2	<u>824単位</u>
(三) 要介護3	<u>960単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,117単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,273単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>318単位</u>
(二) 要介護2	<u>348単位</u>
(三) 要介護3	<u>375単位</u>
(四) 要介護4	<u>404単位</u>
(五) 要介護5	<u>432単位</u>
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>332単位</u>
(二) 要介護2	<u>386単位</u>
(三) 要介護3	<u>439単位</u>
(四) 要介護4	<u>493単位</u>
(五) 要介護5	<u>547単位</u>
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>428単位</u>
(二) 要介護2	<u>503単位</u>
(三) 要介護3	<u>576単位</u>
(四) 要介護4	<u>669単位</u>
(五) 要介護5	<u>763単位</u>
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>482単位</u>
(二) 要介護2	<u>566単位</u>

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>556単位</u>
(二) 要介護2	<u>665単位</u>
(三) 要介護3	<u>772単位</u>
(四) 要介護4	<u>899単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,024単位</u>
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>650単位</u>
(二) 要介護2	<u>777単位</u>
(三) 要介護3	<u>902単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,049単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,195単位</u>
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>688単位</u>
(二) 要介護2	<u>820単位</u>
(三) 要介護3	<u>955単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,111単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,267単位</u>
ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅲ)	
(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>316単位</u>
(二) 要介護2	<u>346単位</u>
(三) 要介護3	<u>373単位</u>
(四) 要介護4	<u>402単位</u>
(五) 要介護5	<u>430単位</u>
(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>330単位</u>
(二) 要介護2	<u>384単位</u>
(三) 要介護3	<u>437単位</u>
(四) 要介護4	<u>491単位</u>
(五) 要介護5	<u>544単位</u>
(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>426単位</u>
(二) 要介護2	<u>500単位</u>
(三) 要介護3	<u>573単位</u>
(四) 要介護4	<u>666単位</u>
(五) 要介護5	<u>759単位</u>
(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>480単位</u>
(二) 要介護2	<u>563単位</u>

(三) 要介護3	648単位
(四) 要介護4	753単位
(五) 要介護5	857単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	540単位
(二) 要介護2	646単位
(三) 要介護3	750単位
(四) 要介護4	874単位
(五) 要介護5	996単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	629単位
(二) 要介護2	754単位
(三) 要介護3	874単位
(四) 要介護4	1,019単位
(五) 要介護5	1,161単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	667単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	927単位
(四) 要介護4	1,080単位
(五) 要介護5	1,231単位

注1～20 (略)

二～へ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

- (一) 単独型短期入所生活介護費(I)
 - a 要介護1 627単位
 - b 要介護2 695単位

(三) 要介護3	645単位
(四) 要介護4	749単位
(五) 要介護5	853単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	537単位
(二) 要介護2	643単位
(三) 要介護3	746単位
(四) 要介護4	870単位
(五) 要介護5	991単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	626単位
(二) 要介護2	750単位
(三) 要介護3	870単位
(四) 要介護4	1,014単位
(五) 要介護5	1,155単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	664単位
(二) 要介護2	793単位
(三) 要介護3	922単位
(四) 要介護4	1,075単位
(五) 要介護5	1,225単位

注1～20 (略)

二～へ (略)

(新設)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

- (一) 単独型短期入所生活介護費(I)
 - a 要介護1 625単位
 - b 要介護2 693単位

c 要介護3	<u>765単位</u>
d 要介護4	<u>833単位</u>
e 要介護5	<u>900単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>627単位</u>
b 要介護2	<u>695単位</u>
c 要介護3	<u>765単位</u>
d 要介護4	<u>833単位</u>
e 要介護5	<u>900単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>586単位</u>
b 要介護2	<u>654単位</u>
c 要介護3	<u>724単位</u>
d 要介護4	<u>792単位</u>
e 要介護5	<u>859単位</u>
(二) 併設型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>586単位</u>
b 要介護2	<u>654単位</u>
c 要介護3	<u>724単位</u>
d 要介護4	<u>792単位</u>
e 要介護5	<u>859単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>725単位</u>
b 要介護2	<u>792単位</u>
c 要介護3	<u>866単位</u>
d 要介護4	<u>933単位</u>
e 要介護5	<u>1,000単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>725単位</u>
b 要介護2	<u>792単位</u>
c 要介護3	<u>866単位</u>
d 要介護4	<u>933単位</u>
e 要介護5	<u>1,000単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>684単位</u>
b 要介護2	<u>751単位</u>
c 要介護3	<u>824単位</u>
d 要介護4	<u>892単位</u>
e 要介護5	<u>959単位</u>

c 要介護3	<u>763単位</u>
d 要介護4	<u>831単位</u>
e 要介護5	<u>897単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>625単位</u>
b 要介護2	<u>693単位</u>
c 要介護3	<u>763単位</u>
d 要介護4	<u>831単位</u>
e 要介護5	<u>897単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>584単位</u>
b 要介護2	<u>652単位</u>
c 要介護3	<u>722単位</u>
d 要介護4	<u>790単位</u>
e 要介護5	<u>856単位</u>
(二) 併設型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>584単位</u>
b 要介護2	<u>652単位</u>
c 要介護3	<u>722単位</u>
d 要介護4	<u>790単位</u>
e 要介護5	<u>856単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>723単位</u>
b 要介護2	<u>790単位</u>
c 要介護3	<u>863単位</u>
d 要介護4	<u>930単位</u>
e 要介護5	<u>997単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護1	<u>723単位</u>
b 要介護2	<u>790単位</u>
c 要介護3	<u>863単位</u>
d 要介護4	<u>930単位</u>
e 要介護5	<u>997単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護1	<u>682単位</u>
b 要介護2	<u>749単位</u>
c 要介護3	<u>822単位</u>
d 要介護4	<u>889単位</u>
e 要介護5	<u>956単位</u>

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)

a 要介護1	684単位
b 要介護2	751単位
c 要介護3	824単位
d 要介護4	892単位
e 要介護5	959単位

注1～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ト (略)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	801単位

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(III)

a 要介護1	682単位
b 要介護2	749単位
c 要介護3	822単位
d 要介護4	889単位
e 要介護5	956単位

注1～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ト (略)

(新設)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	753単位
ii 要介護2	798単位

iii 要介護3	<u>862単位</u>
iv 要介護4	<u>914単位</u>
v 要介護5	<u>965単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>797単位</u>
ii 要介護2	<u>868単位</u>
iii 要介護3	<u>930単位</u>
iv 要介護4	<u>986単位</u>
v 要介護5	<u>1,041単位</u>
c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	<u>829単位</u>
ii 要介護2	<u>877単位</u>
iii 要介護3	<u>938単位</u>
iv 要介護4	<u>989単位</u>
v 要介護5	<u>1,042単位</u>
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	<u>876単位</u>
ii 要介護2	<u>950単位</u>
iii 要介護3	<u>1,012単位</u>
iv 要介護4	<u>1,068単位</u>
v 要介護5	<u>1,124単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>781単位</u>
ii 要介護2	<u>862単位</u>
iii 要介護3	<u>975単位</u>
iv 要介護4	<u>1,051単位</u>
v 要介護5	<u>1,126単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>858単位</u>
ii 要介護2	<u>940単位</u>
iii 要介護3	<u>1,054単位</u>
iv 要介護4	<u>1,130単位</u>
v 要介護5	<u>1,204単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>781単位</u>
ii 要介護2	<u>856単位</u>
iii 要介護3	<u>949単位</u>

iii 要介護3	<u>859単位</u>
iv 要介護4	<u>911単位</u>
v 要介護5	<u>962単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>794単位</u>
ii 要介護2	<u>865単位</u>
iii 要介護3	<u>927単位</u>
iv 要介護4	<u>983単位</u>
v 要介護5	<u>1,038単位</u>
c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	<u>826単位</u>
ii 要介護2	<u>874単位</u>
iii 要介護3	<u>935単位</u>
iv 要介護4	<u>986単位</u>
v 要介護5	<u>1,039単位</u>
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	<u>873単位</u>
ii 要介護2	<u>947単位</u>
iii 要介護3	<u>1,009単位</u>
iv 要介護4	<u>1,065単位</u>
v 要介護5	<u>1,120単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>778単位</u>
ii 要介護2	<u>859単位</u>
iii 要介護3	<u>972単位</u>
iv 要介護4	<u>1,048単位</u>
v 要介護5	<u>1,122単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>855単位</u>
ii 要介護2	<u>937単位</u>
iii 要介護3	<u>1,051単位</u>
iv 要介護4	<u>1,126単位</u>
v 要介護5	<u>1,200単位</u>
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>778単位</u>
ii 要介護2	<u>853単位</u>
iii 要介護3	<u>946単位</u>

iv 要介護4	<u>1,024単位</u>
v 要介護5	<u>1,099単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	858単位
ii 要介護2	<u>934単位</u>
iii 要介護3	<u>1,027単位</u>
iv 要介護4	<u>1,102単位</u>
v 要介護5	<u>1,177単位</u>
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>741単位</u>
ii 要介護2	<u>785単位</u>
iii 要介護3	<u>846単位</u>
iv 要介護4	<u>897単位</u>
v 要介護5	<u>947単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	813単位
ii 要介護2	861単位
iii 要介護3	<u>920単位</u>
iv 要介護4	<u>970単位</u>
v 要介護5	<u>1,022単位</u>
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>835単位</u>
ii 要介護2	<u>880単位</u>
iii 要介護3	<u>942単位</u>
iv 要介護4	<u>995単位</u>
v 要介護5	<u>1,046単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>880単位</u>
ii 要介護2	<u>954単位</u>
iii 要介護3	<u>1,016単位</u>
iv 要介護4	<u>1,072単位</u>
v 要介護5	<u>1,128単位</u>
c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	835単位
ii 要介護2	880単位
iii 要介護3	<u>942単位</u>
iv 要介護4	<u>995単位</u>
v 要介護5	<u>1,046単位</u>

iv 要介護4	<u>1,021単位</u>
v 要介護5	<u>1,095単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	855単位
ii 要介護2	<u>931単位</u>
iii 要介護3	<u>1,024単位</u>
iv 要介護4	<u>1,098単位</u>
v 要介護5	<u>1,173単位</u>
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>739単位</u>
ii 要介護2	<u>783単位</u>
iii 要介護3	<u>843単位</u>
iv 要介護4	<u>894単位</u>
v 要介護5	<u>944単位</u>
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	811単位
ii 要介護2	858単位
iii 要介護3	<u>917単位</u>
iv 要介護4	<u>967単位</u>
v 要介護5	<u>1,019単位</u>
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>832単位</u>
ii 要介護2	<u>877単位</u>
iii 要介護3	<u>939単位</u>
iv 要介護4	<u>992単位</u>
v 要介護5	<u>1,043単位</u>
b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>877単位</u>
ii 要介護2	<u>951単位</u>
iii 要介護3	<u>1,013単位</u>
iv 要介護4	<u>1,069単位</u>
v 要介護5	<u>1,124単位</u>
c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	832単位
ii 要介護2	877単位
iii 要介護3	<u>939単位</u>
iv 要介護4	<u>992単位</u>
v 要介護5	<u>1,043単位</u>

d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護1	<u>880単位</u>
ii	要介護2	<u>954単位</u>
iii	要介護3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護4	<u>1,072単位</u>
v	要介護5	<u>1,128単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護4	<u>1,214単位</u>
v	要介護5	<u>1,288単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護4	<u>1,214単位</u>
v	要介護5	<u>1,288単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護3	<u>1,112単位</u>
iv	要介護4	<u>1,187単位</u>
v	要介護5	<u>1,261単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護3	<u>1,112単位</u>
iv	要介護4	<u>1,187単位</u>
v	要介護5	<u>1,261単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>818単位</u>
ii	要介護2	<u>864単位</u>
iii	要介護3	<u>924単位</u>
iv	要介護4	<u>976単位</u>
v	要介護5	<u>1,026単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>818単位</u>
ii	要介護2	<u>864単位</u>
iii	要介護3	<u>924単位</u>
iv	要介護4	<u>976単位</u>
v	要介護5	<u>1,026単位</u>

d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護1	<u>877単位</u>
ii	要介護2	<u>951単位</u>
iii	要介護3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護4	<u>1,069単位</u>
v	要介護5	<u>1,124単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護4	<u>1,210単位</u>
v	要介護5	<u>1,284単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護4	<u>1,210単位</u>
v	要介護5	<u>1,284単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護4	<u>1,183単位</u>
v	要介護5	<u>1,257単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護4	<u>1,183単位</u>
v	要介護5	<u>1,257単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>816単位</u>
ii	要介護2	<u>861単位</u>
iii	要介護3	<u>921単位</u>
iv	要介護4	<u>973単位</u>
v	要介護5	<u>1,023単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>816単位</u>
ii	要介護2	<u>861単位</u>
iii	要介護3	<u>921単位</u>
iv	要介護4	<u>973単位</u>
v	要介護5	<u>1,023単位</u>

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>656単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>908単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,261単位</u>
注1～18 (略)	
(4)・(5) (略)	
(6) 緊急時施設療養費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一) 緊急時治療管理(1日につき)	<u>518単位</u>
注1・2 (略)	
(二) (略)	
(7)・(8) (略)	
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数	
□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>693単位</u>
ii 要介護2	<u>796単位</u>
iii 要介護3	<u>1,020単位</u>
iv 要介護4	<u>1,115単位</u>
v 要介護5	<u>1,201単位</u>
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>721単位</u>
ii 要介護2	<u>830単位</u>
iii 要介護3	<u>1,063単位</u>
iv 要介護4	<u>1,163単位</u>
v 要介護5	<u>1,252単位</u>

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	<u>654単位</u>
(二) 4時間以上6時間未満	<u>905単位</u>
(三) 6時間以上8時間未満	<u>1,257単位</u>
注1～18 (略)	
(4)・(5) (略)	
(6) 緊急時施設療養費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一) 緊急時治療管理(1日につき)	<u>511単位</u>
注1・2 (略)	
(二) (略)	
(7)・(8) (略)	
(新設)	
□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>691単位</u>
ii 要介護2	<u>794単位</u>
iii 要介護3	<u>1,017単位</u>
iv 要介護4	<u>1,112単位</u>
v 要介護5	<u>1,197単位</u>
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>719単位</u>
ii 要介護2	<u>827単位</u>
iii 要介護3	<u>1,060単位</u>
iv 要介護4	<u>1,159単位</u>
v 要介護5	<u>1,248単位</u>

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	711単位
ii 要介護2	818単位
iii 要介護3	1,048単位
iv 要介護4	1,146単位
v 要介護5	1,234単位
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	797単位
ii 要介護2	901単位
iii 要介護3	1,124単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,305単位
e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i 要介護1	831単位
ii 要介護2	939単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,272単位
v 要介護5	1,361単位
f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	819単位
ii 要介護2	926単位
iii 要介護3	1,156単位
iv 要介護4	1,253単位
v 要介護5	1,341単位
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	638単位
ii 要介護2	741単位
iii 要介護3	894単位
iv 要介護4	1,040単位
v 要介護5	1,080単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	653単位
ii 要介護2	759単位
iii 要介護3	915単位
iv 要介護4	1,065単位
v 要介護5	1,106単位
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	743単位
ii 要介護2	847単位
iii 要介護3	998単位
iv 要介護4	1,146単位
v 要介護5	1,185単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	709単位
ii 要介護2	815単位
iii 要介護3	1,045単位
iv 要介護4	1,142単位
v 要介護5	1,230単位
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	795単位
ii 要介護2	898単位
iii 要介護3	1,121単位
iv 要介護4	1,216単位
v 要介護5	1,301単位
e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i 要介護1	828単位
ii 要介護2	936単位
iii 要介護3	1,169単位
iv 要介護4	1,268単位
v 要介護5	1,357単位
f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	816単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,152単位
iv 要介護4	1,249単位
v 要介護5	1,337単位
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	636単位
ii 要介護2	739単位
iii 要介護3	891単位
iv 要介護4	1,037単位
v 要介護5	1,077単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	651単位
ii 要介護2	757単位
iii 要介護3	912単位
iv 要介護4	1,062単位
v 要介護5	1,103単位
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	741単位
ii 要介護2	844単位
iii 要介護3	995単位
iv 要介護4	1,142単位
v 要介護5	1,181単位

d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>761単位</u>
ii	要介護 2	<u>867単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,022単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,173単位</u>
v	要介護 5	<u>1,213単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>616単位</u>
ii	要介護 2	<u>722単位</u>
iii	要介護 3	<u>866単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,015単位</u>
v	要介護 5	<u>1,054単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>722単位</u>
ii	要介護 2	<u>828単位</u>
iii	要介護 3	<u>972単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,121単位</u>
v	要介護 5	<u>1,161単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>950単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,036単位</u>
v	要介護 5	<u>1,123単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,055単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,143単位</u>
v	要介護 5	<u>1,229単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>702単位</u>
ii	要介護 2	<u>806単位</u>
iii	要介護 3	<u>910単位</u>
iv	要介護 4	<u>997単位</u>
v	要介護 5	<u>1,083単位</u>

d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>759単位</u>
ii	要介護 2	<u>864単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,019単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,169単位</u>
v	要介護 5	<u>1,209単位</u>
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>614単位</u>
ii	要介護 2	<u>720単位</u>
iii	要介護 3	<u>863単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,012単位</u>
v	要介護 5	<u>1,051単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>720単位</u>
ii	要介護 2	<u>825単位</u>
iii	要介護 3	<u>969単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,118単位</u>
v	要介護 5	<u>1,157単位</u>
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>947単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,033単位</u>
v	要介護 5	<u>1,120単位</u>
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,052単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,139単位</u>
v	要介護 5	<u>1,225単位</u>
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>700単位</u>
ii	要介護 2	<u>804単位</u>
iii	要介護 3	<u>907単位</u>
iv	要介護 4	<u>994単位</u>
v	要介護 5	<u>1,080単位</u>

b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	807単位
ii 要介護 2	913単位
iii 要介護 3	1,015単位
iv 要介護 4	1,101単位
v 要介護 5	1,190単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	923単位
c 要介護 3	1,147単位
d 要介護 4	1,242単位
e 要介護 5	1,327単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	848単位
b 要介護 2	956単位
c 要介護 3	1,190単位
d 要介護 4	1,289単位
e 要介護 5	1,378単位
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a 要介護 1	838単位
b 要介護 2	944単位
c 要介護 3	1,175単位
d 要介護 4	1,272単位
e 要介護 5	1,360単位
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	923単位
c 要介護 3	1,147単位
d 要介護 4	1,242単位
e 要介護 5	1,327単位
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)	
a 要介護 1	848単位
b 要介護 2	956単位
c 要介護 3	1,190単位
d 要介護 4	1,289単位
e 要介護 5	1,378単位
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(VI)	
a 要介護 1	838単位
b 要介護 2	944単位
c 要介護 3	1,175単位
d 要介護 4	1,272単位
e 要介護 5	1,360単位

b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	805単位
ii 要介護 2	910単位
iii 要介護 3	1,012単位
iv 要介護 4	1,098単位
v 要介護 5	1,186単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位
c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,238単位
e 要介護 5	1,323単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	845単位
b 要介護 2	953単位
c 要介護 3	1,186単位
d 要介護 4	1,285単位
e 要介護 5	1,374単位
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	941単位
c 要介護 3	1,171単位
d 要介護 4	1,268単位
e 要介護 5	1,356単位
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位
c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,238単位
e 要介護 5	1,323単位
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)	
a 要介護 1	845単位
b 要介護 2	953単位
c 要介護 3	1,186単位
d 要介護 4	1,285単位
e 要介護 5	1,374単位
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(VI)	
a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	941単位
c 要介護 3	1,171単位
d 要介護 4	1,268単位
e 要介護 5	1,356単位

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

（一）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	820単位
b 要介護2	923単位
c 要介護3	1,059単位
d 要介護4	1,145単位
e 要介護5	1,230単位

（二）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	820単位
b 要介護2	923単位
c 要介護3	1,059単位
d 要介護4	1,145単位
e 要介護5	1,230単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

（一）3時間以上4時間未満	656単位
（二）4時間以上6時間未満	908単位
（三）6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～13（略）

(6)～(10)（略）

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（一）介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
（二）介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

（一）診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	675単位
ii 要介護2	724単位
iii 要介護3	772単位
iv 要介護4	821単位
v 要介護5	870単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	702単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	804単位

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

（一）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	817単位
b 要介護2	920単位
c 要介護3	1,056単位
d 要介護4	1,141単位
e 要介護5	1,226単位

（二）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	817単位
b 要介護2	920単位
c 要介護3	1,056単位
d 要介護4	1,141単位
e 要介護5	1,226単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

（一）3時間以上4時間未満	654単位
（二）4時間以上6時間未満	905単位
（三）6時間以上8時間未満	1,257単位

注1～13（略）

(6)～(10)（略）

(新設)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

（一）診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	673単位
ii 要介護2	722単位
iii 要介護3	770単位
iv 要介護4	818単位
v 要介護5	867単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	700単位
ii 要介護2	752単位
iii 要介護3	802単位

iv 要介護4	<u>855単位</u>
v 要介護5	<u>906単位</u>
c 診療所短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	<u>693単位</u>
ii 要介護2	<u>743単位</u>
iii 要介護3	<u>793単位</u>
iv 要介護4	<u>843単位</u>
v 要介護5	<u>893単位</u>
d 診療所短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	<u>779単位</u>
ii 要介護2	<u>828単位</u>
iii 要介護3	<u>878単位</u>
iv 要介護4	<u>925単位</u>
v 要介護5	<u>974単位</u>
e 診療所短期入所療養介護費(v)	
i 要介護1	<u>811単位</u>
ii 要介護2	<u>863単位</u>
iii 要介護3	<u>914単位</u>
iv 要介護4	<u>964単位</u>
v 要介護5	<u>1,015単位</u>
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	<u>800単位</u>
ii 要介護2	<u>851単位</u>
iii 要介護3	<u>901単位</u>
iv 要介護4	<u>950単位</u>
v 要介護5	<u>1,001単位</u>
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>598単位</u>
ii 要介護2	<u>642単位</u>
iii 要介護3	<u>685単位</u>
iv 要介護4	<u>730単位</u>
v 要介護5	<u>773単位</u>
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>704単位</u>
ii 要介護2	<u>747単位</u>
iii 要介護3	<u>791単位</u>
iv 要介護4	<u>835単位</u>
v 要介護5	<u>879単位</u>

iv 要介護4	<u>852単位</u>
v 要介護5	<u>903単位</u>
c 診療所短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護1	<u>691単位</u>
ii 要介護2	<u>741単位</u>
iii 要介護3	<u>791単位</u>
iv 要介護4	<u>840単位</u>
v 要介護5	<u>890単位</u>
d 診療所短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	<u>777単位</u>
ii 要介護2	<u>825単位</u>
iii 要介護3	<u>875単位</u>
iv 要介護4	<u>922単位</u>
v 要介護5	<u>971単位</u>
e 診療所短期入所療養介護費(v)	
i 要介護1	<u>809単位</u>
ii 要介護2	<u>860単位</u>
iii 要介護3	<u>911単位</u>
iv 要介護4	<u>961単位</u>
v 要介護5	<u>1,012単位</u>
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護1	<u>798単位</u>
ii 要介護2	<u>848単位</u>
iii 要介護3	<u>898単位</u>
iv 要介護4	<u>947単位</u>
v 要介護5	<u>998単位</u>
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	<u>596単位</u>
ii 要介護2	<u>640単位</u>
iii 要介護3	<u>683単位</u>
iv 要介護4	<u>728単位</u>
v 要介護5	<u>771単位</u>
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	<u>702単位</u>
ii 要介護2	<u>745単位</u>
iii 要介護3	<u>789単位</u>
iv 要介護4	<u>832単位</u>
v 要介護5	<u>876単位</u>

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	800単位
b 要介護2	850単位
c 要介護3	898単位
d 要介護4	946単位
e 要介護5	995単位

(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	828単位
b 要介護2	880単位
c 要介護3	930単位
d 要介護4	980単位
e 要介護5	1,031単位

(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)

a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	919単位
d 要介護4	968単位
e 要介護5	1,018単位

(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)

a 要介護1	800単位
b 要介護2	850単位
c 要介護3	898単位
d 要介護4	946単位
e 要介護5	995単位

(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)

a 要介護1	828単位
b 要介護2	880単位
c 要介護3	930単位
d 要介護4	980単位
e 要介護5	1,031単位

(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI)

a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	919単位
d 要介護4	968単位
e 要介護5	1,018単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	798単位
b 要介護2	847単位
c 要介護3	895単位
d 要介護4	943単位
e 要介護5	992単位

(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	825単位
b 要介護2	877単位
c 要介護3	927単位
d 要介護4	977単位
e 要介護5	1,028単位

(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)

a 要介護1	816単位
b 要介護2	866単位
c 要介護3	916単位
d 要介護4	965単位
e 要介護5	1,015単位

(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)

a 要介護1	798単位
b 要介護2	847単位
c 要介護3	895単位
d 要介護4	943単位
e 要介護5	992単位

(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)

a 要介護1	825単位
b 要介護2	877単位
c 要介護3	927単位
d 要介護4	977単位
e 要介護5	1,028単位

(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI)

a 要介護1	816単位
b 要介護2	866単位
c 要介護3	916単位
d 要介護4	965単位
e 要介護5	1,015単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注 1～12 (略)

(4)～(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	1,020単位
ii 要介護 2	1,084単位
iii 要介護 3	1,148単位
iv 要介護 4	1,212単位
v 要介護 5	1,277単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,125単位
ii 要介護 2	1,190単位
iii 要介護 3	1,253単位
iv 要介護 4	1,319単位
v 要介護 5	1,382単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	965単位
ii 要介護 2	1,032単位
iii 要介護 3	1,100単位
iv 要介護 4	1,167単位
v 要介護 5	1,233単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,071単位
ii 要介護 2	1,138単位
iii 要介護 3	1,204単位
iv 要介護 4	1,274単位
v 要介護 5	1,340単位

注 1～12 (略)

(4)～(8) (略)

(新設)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	1,017単位
ii 要介護 2	1,081単位
iii 要介護 3	1,145単位
iv 要介護 4	1,209単位
v 要介護 5	1,273単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,122単位
ii 要介護 2	1,187単位
iii 要介護 3	1,250単位
iv 要介護 4	1,315単位
v 要介護 5	1,378単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	962単位
ii 要介護 2	1,029単位
iii 要介護 3	1,097単位
iv 要介護 4	1,164単位
v 要介護 5	1,230単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,068単位
ii 要介護 2	1,135単位
iii 要介護 3	1,201単位
iv 要介護 4	1,270単位
v 要介護 5	1,336単位

(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	937単位
ii 要介護2	1,003単位
iii 要介護3	1,068単位
iv 要介護4	1,133単位
v 要介護5	1,198単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	1,043単位
ii 要介護2	1,108単位
iii 要介護3	1,174単位
iv 要介護4	1,239単位
v 要介護5	1,304単位
(四) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	922単位
ii 要介護2	986単位
iii 要介護3	1,050単位
iv 要介護4	1,114単位
v 要介護5	1,178単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	1,027単位
ii 要介護2	1,092単位
iii 要介護3	1,155単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,284単位
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	862単位
ii 要介護2	927単位
iii 要介護3	991単位
iv 要介護4	1,055単位
v 要介護5	1,119単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	969単位
ii 要介護2	1,032単位
iii 要介護3	1,097単位
iv 要介護4	1,161単位
v 要介護5	1,224単位
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	769単位
b 要介護2	832単位

(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	934単位
ii 要介護2	1,000単位
iii 要介護3	1,065単位
iv 要介護4	1,130単位
v 要介護5	1,195単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	1,040単位
ii 要介護2	1,105単位
iii 要介護3	1,171単位
iv 要介護4	1,236単位
v 要介護5	1,300単位
(四) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	919単位
ii 要介護2	983単位
iii 要介護3	1,047単位
iv 要介護4	1,111単位
v 要介護5	1,175単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	1,024単位
ii 要介護2	1,089単位
iii 要介護3	1,152単位
iv 要介護4	1,217単位
v 要介護5	1,280単位
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	860単位
ii 要介護2	924単位
iii 要介護3	988単位
iv 要介護4	1,052単位
v 要介護5	1,116単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	966単位
ii 要介護2	1,029単位
iii 要介護3	1,094単位
iv 要介護4	1,158単位
v 要介護5	1,221単位
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	830単位

c 要介護 3	897単位
d 要介護 4	962単位
e 要介護 5	1,026単位
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	875単位
b 要介護 2	939単位
c 要介護 3	1,003単位
d 要介護 4	1,068単位
e 要介護 5	1,131単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,146単位
ii 要介護 2	1,210単位
iii 要介護 3	1,275単位
iv 要介護 4	1,339単位
v 要介護 5	1,403単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,146単位
ii 要介護 2	1,210単位
iii 要介護 3	1,275単位
iv 要介護 4	1,339単位
v 要介護 5	1,403単位
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,091単位
ii 要介護 2	1,158単位
iii 要介護 3	1,226単位
iv 要介護 4	1,294単位
v 要介護 5	1,360単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,091単位
ii 要介護 2	1,158単位
iii 要介護 3	1,226単位
iv 要介護 4	1,294単位
v 要介護 5	1,360単位
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	907単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,260単位

c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	959単位
e 要介護 5	1,023単位
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	873単位
b 要介護 2	936単位
c 要介護 3	1,000単位
d 要介護 4	1,065単位
e 要介護 5	1,128単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,143単位
ii 要介護 2	1,207単位
iii 要介護 3	1,271単位
iv 要介護 4	1,335単位
v 要介護 5	1,399単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,143単位
ii 要介護 2	1,207単位
iii 要介護 3	1,271単位
iv 要介護 4	1,335単位
v 要介護 5	1,399単位
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,088単位
ii 要介護 2	1,155単位
iii 要介護 3	1,223単位
iv 要介護 4	1,290単位
v 要介護 5	1,356単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,088単位
ii 要介護 2	1,155単位
iii 要介護 3	1,223単位
iv 要介護 4	1,290単位
v 要介護 5	1,356単位
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注1～8 (略)
(5)～(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	746単位
ii 要介護2	855単位
iii 要介護3	1,088単位
iv 要介護4	1,188単位
v 要介護5	1,277単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	856単位
ii 要介護2	964単位
iii 要介護3	1,198単位
iv 要介護4	1,297単位
v 要介護5	1,386単位

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	736単位
ii 要介護2	843単位
iii 要介護3	1,073単位
iv 要介護4	1,171単位
v 要介護5	1,259単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	844単位
ii 要介護2	951単位
iii 要介護3	1,181単位
iv 要介護4	1,278単位
v 要介護5	1,366単位

注1～8 (略)
(5)～(8) (略)

(新設)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	744単位
ii 要介護2	852単位
iii 要介護3	1,085単位
iv 要介護4	1,184単位
v 要介護5	1,273単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	853単位
ii 要介護2	961単位
iii 要介護3	1,194単位
iv 要介護4	1,293単位
v 要介護5	1,382単位

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	734単位
ii 要介護2	840単位
iii 要介護3	1,070単位
iv 要介護4	1,167単位
v 要介護5	1,255単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	841単位
ii 要介護2	948単位
iii 要介護3	1,177単位
iv 要介護4	1,274単位
v 要介護5	1,362単位

(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	720単位
ii 要介護2	827単位
iii 要介護3	1,057単位
iv 要介護4	1,155単位
v 要介護5	1,243単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	828単位
ii 要介護2	935単位
iii 要介護3	1,165単位
iv 要介護4	1,262単位
v 要介護5	1,350単位

(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	701単位
ii 要介護2	795単位
iii 要介護3	1,000単位
iv 要介護4	1,087単位
v 要介護5	1,166単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	810単位
ii 要介護2	905単位
iii 要介護3	1,109単位
iv 要介護4	1,197単位
v 要介護5	1,275単位

(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	685単位
ii 要介護2	779単位
iii 要介護3	984単位
iv 要介護4	1,071単位
v 要介護5	1,150単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	794単位
ii 要介護2	889単位
iii 要介護3	1,093単位
iv 要介護4	1,181単位
v 要介護5	1,259単位

(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	718単位
ii 要介護2	824単位
iii 要介護3	1,054単位
iv 要介護4	1,151単位
v 要介護5	1,239単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	825単位
ii 要介護2	932単位
iii 要介護3	1,161単位
iv 要介護4	1,258単位
v 要介護5	1,346単位

(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	699単位
ii 要介護2	793単位
iii 要介護3	997単位
iv 要介護4	1,084単位
v 要介護5	1,162単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	808単位
ii 要介護2	902単位
iii 要介護3	1,106単位
iv 要介護4	1,193単位
v 要介護5	1,271単位

(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	683単位
ii 要介護2	777単位
iii 要介護3	981単位
iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,146単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	792単位
ii 要介護2	886単位
iii 要介護3	1,090単位
iv 要介護4	1,177単位
v 要介護5	1,255単位

(三) II 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a II 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>674単位</u>
ii 要介護 2	<u>768単位</u>
iii 要介護 3	<u>973単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,060単位</u>
v 要介護 5	<u>1,138単位</u>

b II 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>783単位</u>
ii 要介護 2	<u>878単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,082単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,170単位</u>
v 要介護 5	<u>1,248単位</u>

(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費 (1 日につき)

(←) I 型特別介護医療院短期入所療養介護費

a I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>687単位</u>
ii 要介護 2	<u>787単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,007単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,099単位</u>
v 要介護 5	<u>1,184単位</u>

b I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>788単位</u>
ii 要介護 2	<u>891単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,202単位</u>
v 要介護 5	<u>1,285単位</u>

(二) II 型特別介護医療院短期入所療養介護費

a II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>642単位</u>
ii 要介護 2	<u>732単位</u>
iii 要介護 3	<u>927単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,010単位</u>
v 要介護 5	<u>1,084単位</u>

b II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>746単位</u>
ii 要介護 2	<u>837単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,031単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,113単位</u>
v 要介護 5	<u>1,188単位</u>

(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (1 日につき)

(←) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>873単位</u>
ii 要介護 2	<u>981単位</u>

(三) II 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a II 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>672単位</u>
ii 要介護 2	<u>766単位</u>
iii 要介護 3	<u>970単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,057単位</u>
v 要介護 5	<u>1,135単位</u>

b II 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>781単位</u>
ii 要介護 2	<u>875単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,079単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,166単位</u>
v 要介護 5	<u>1,244単位</u>

(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費 (1 日につき)

(←) I 型特別介護医療院短期入所療養介護費

a I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>685単位</u>
ii 要介護 2	<u>785単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,004単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,096単位</u>
v 要介護 5	<u>1,180単位</u>

b I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>786単位</u>
ii 要介護 2	<u>888単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,105単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,198単位</u>
v 要介護 5	<u>1,281単位</u>

(二) II 型特別介護医療院短期入所療養介護費

a II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>640単位</u>
ii 要介護 2	<u>730単位</u>
iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,007単位</u>
v 要介護 5	<u>1,081単位</u>

b II 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>744単位</u>
ii 要介護 2	<u>834単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,028単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,110単位</u>
v 要介護 5	<u>1,184単位</u>

(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費 (1 日につき)

(←) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>870単位</u>
ii 要介護 2	<u>978単位</u>

iii 要介護3	1,215単位
iv 要介護4	1,314単位
v 要介護5	1,403単位
b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	873単位
ii 要介護2	981単位
iii 要介護3	1,215単位
iv 要介護4	1,314単位
v 要介護5	1,403単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	863単位
ii 要介護2	969単位
iii 要介護3	1,200単位
iv 要介護4	1,297単位
v 要介護5	1,385単位
b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	863単位
ii 要介護2	969単位
iii 要介護3	1,200単位
iv 要介護4	1,297単位
v 要介護5	1,385単位
(5) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
a 要介護1	872単位
b 要介護2	972単位
c 要介護3	1,189単位
d 要介護4	1,281単位
e 要介護5	1,364単位
(二) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
a 要介護1	872単位
b 要介護2	972単位
c 要介護3	1,189単位
d 要介護4	1,281単位
e 要介護5	1,364単位
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	823単位
ii 要介護2	923単位

iii 要介護3	1,211単位
iv 要介護4	1,310単位
v 要介護5	1,399単位
b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	870単位
ii 要介護2	978単位
iii 要介護3	1,211単位
iv 要介護4	1,310単位
v 要介護5	1,399単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	860単位
ii 要介護2	966単位
iii 要介護3	1,196単位
iv 要介護4	1,293単位
v 要介護5	1,381単位
b ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	860単位
ii 要介護2	966単位
iii 要介護3	1,196単位
iv 要介護4	1,293単位
v 要介護5	1,381単位
(5) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
a 要介護1	869単位
b 要介護2	969単位
c 要介護3	1,185単位
d 要介護4	1,277単位
e 要介護5	1,360単位
(二) ユニット型 II 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
a 要介護1	869単位
b 要介護2	969単位
c 要介護3	1,185単位
d 要介護4	1,277単位
e 要介護5	1,360単位
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型 I 型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	820単位
ii 要介護2	920単位

iii 要介護3	1,143単位
iv 要介護4	1,235単位
v 要介護5	1,318単位
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	823単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,143単位
iv 要介護4	1,235単位
v 要介護5	1,318単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	831単位
ii 要介護2	926単位
iii 要介護3	1,131単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,298単位
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	831単位
ii 要介護2	926単位
iii 要介護3	1,131単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,298単位
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位
注1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理(1日につき)	518単位
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)～(14) (略)	
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	

iii 要介護3	1,139単位
iv 要介護4	1,231単位
v 要介護5	1,314単位
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	820単位
ii 要介護2	920単位
iii 要介護3	1,139単位
iv 要介護4	1,231単位
v 要介護5	1,314単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	828単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,128単位
iv 要介護4	1,216単位
v 要介護5	1,294単位
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	828単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,128単位
iv 要介護4	1,216単位
v 要介護5	1,294単位
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位
注1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理(1日につき)	511単位
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)～(14) (略)	
(新設)	

<p>10 特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>536単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>602単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>671単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>735単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>804単位</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>536単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>602単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>671単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>735単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>804単位</u></p> <p>注1～12 (略)</p> <p>ニ～チ (略)</p> <p>リ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</u></p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u></p> <p>11 (略)</p>	<p>10 特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>534単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>599単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>668単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>732単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>800単位</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護1 <u>534単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>599単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>668単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>732単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>800単位</u></p> <p>注1～12 (略)</p> <p>ニ～チ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>11 (略)</p>
--	---

(指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第二條 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）の「部を次の表のよつに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>指定居宅介護支援介護給付費単位数表</p> <p>居宅介護支援費</p> <p>イ 居宅介護支援費（1月につき）</p> <p>(1) 居宅介護支援費(I)</p> <p>(一) 要介護1又は要介護2 <u>1,057単位</u></p> <p>(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>1,373単位</u></p>	<p>別表</p> <p>指定居宅介護支援介護給付費単位数表</p> <p>居宅介護支援費</p> <p>イ 居宅介護支援費（1月につき）</p> <p>(1) 居宅介護支援費(I)</p> <p>(一) 要介護1又は要介護2 <u>1,053単位</u></p> <p>(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 <u>1,368単位</u></p>

(2) 居宅介護支援費(II) (一) 要介護 1 又は要介護 2 (二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	529単位 686単位	(2) 居宅介護支援費(II) (一) 要介護 1 又は要介護 2 (二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	527単位 684単位
(3) 居宅介護支援費(III) (一) 要介護 1 又は要介護 2 (二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 注 1～7 (略) ロ～リ (略)	317単位 411単位	(3) 居宅介護支援費(III) (一) 要介護 1 又は要介護 2 (二) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 注 1～7 (略) ロ～リ (略)	316単位 410単位

(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第三條 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次の表のうちに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）
(1) 介護福祉施設サービス費	(1) 介護福祉施設サービス費
(一) 介護福祉施設サービス費(I)	(一) 介護福祉施設サービス費(I)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5
(二) 介護福祉施設サービス費(II)	(二) 介護福祉施設サービス費(II)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5
(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費	(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費
(一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)	(一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5
(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)	(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)
a 要介護 1	a 要介護 1
b 要介護 2	b 要介護 2
c 要介護 3	c 要介護 3
d 要介護 4	d 要介護 4
e 要介護 5	e 要介護 5

ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	638単位
b 要介護2	705単位
c 要介護3	778単位
d 要介護4	846単位
e 要介護5	913単位

(二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	638単位
b 要介護2	705単位
c 要介護3	778単位
d 要介護4	846単位
e 要介護5	913単位

(2) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

(二) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

注1～18 (略)

ハ～ラ (略)

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからナまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	636単位
b 要介護2	703単位
c 要介護3	776単位
d 要介護4	843単位
e 要介護5	910単位

(二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	636単位
b 要介護2	703単位
c 要介護3	776単位
d 要介護4	843単位
e 要介護5	910単位

(2) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護1	730単位
b 要介護2	795単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	931単位
e 要介護5	995単位

(二) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護1	730単位
b 要介護2	795単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	931単位
e 要介護5	995単位

注1～18 (略)

ハ～ラ (略)

(新設)

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	701単位
b 要介護 2	746単位
c 要介護 3	808単位
d 要介護 4	860単位
e 要介護 5	911単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	742単位
b 要介護 2	814単位
c 要介護 3	876単位
d 要介護 4	932単位
e 要介護 5	988単位

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護 1	775単位
b 要介護 2	823単位
c 要介護 3	884単位
d 要介護 4	935単位
e 要介護 5	989単位

(四) 介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護 1	822単位
b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	959単位
d 要介護 4	1,015単位
e 要介護 5	1,070単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	726単位
b 要介護 2	808単位
c 要介護 3	921単位
d 要介護 4	998単位
e 要介護 5	1,072単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	804単位
b 要介護 2	886単位
c 要介護 3	1,001単位
d 要介護 4	1,076単位
e 要介護 5	1,150単位

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	698単位
b 要介護 2	743単位
c 要介護 3	804単位
d 要介護 4	856単位
e 要介護 5	907単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	739単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	872単位
d 要介護 4	928単位
e 要介護 5	983単位

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	819単位
c 要介護 3	880単位
d 要介護 4	931単位
e 要介護 5	984単位

(四) 介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護 1	818単位
b 要介護 2	892単位
c 要介護 3	954単位
d 要介護 4	1,010単位
e 要介護 5	1,065単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	723単位
b 要介護 2	804単位
c 要介護 3	917単位
d 要介護 4	993単位
e 要介護 5	1,067単位

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	882単位
c 要介護 3	996単位
d 要介護 4	1,071単位
e 要介護 5	1,145単位

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>895単位</u>
d 要介護 4	<u>971単位</u>
e 要介護 5	<u>1,045単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>804単位</u>
b 要介護 2	<u>880単位</u>
c 要介護 3	<u>974単位</u>
d 要介護 4	<u>1,048単位</u>
e 要介護 5	<u>1,123単位</u>
(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>687単位</u>
b 要介護 2	<u>731単位</u>
c 要介護 3	<u>792単位</u>
d 要介護 4	<u>843単位</u>
e 要介護 5	<u>893単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>759単位</u>
b 要介護 2	<u>807単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>916単位</u>
e 要介護 5	<u>968単位</u>
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>781単位</u>
b 要介護 2	<u>826単位</u>
c 要介護 3	<u>888単位</u>
d 要介護 4	<u>941単位</u>
e 要介護 5	<u>993単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>826単位</u>
b 要介護 2	<u>900単位</u>
c 要介護 3	<u>962単位</u>
d 要介護 4	<u>1,019単位</u>
e 要介護 5	<u>1,074単位</u>
(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護 1	<u>781単位</u>
b 要介護 2	<u>826単位</u>

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>891単位</u>
d 要介護 4	<u>966単位</u>
e 要介護 5	<u>1,040単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>876単位</u>
c 要介護 3	<u>969単位</u>
d 要介護 4	<u>1,043単位</u>
e 要介護 5	<u>1,118単位</u>
(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>684単位</u>
b 要介護 2	<u>728単位</u>
c 要介護 3	<u>788単位</u>
d 要介護 4	<u>839単位</u>
e 要介護 5	<u>889単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>756単位</u>
b 要介護 2	<u>803単位</u>
c 要介護 3	<u>862単位</u>
d 要介護 4	<u>912単位</u>
e 要介護 5	<u>964単位</u>
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>777単位</u>
b 要介護 2	<u>822単位</u>
c 要介護 3	<u>884単位</u>
d 要介護 4	<u>937単位</u>
e 要介護 5	<u>988単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>822単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>958単位</u>
d 要介護 4	<u>1,014単位</u>
e 要介護 5	<u>1,069単位</u>
(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護 1	<u>777単位</u>
b 要介護 2	<u>822単位</u>

c	要介護 3	<u>888単位</u>
d	要介護 4	<u>941単位</u>
e	要介護 5	<u>993単位</u>
(四)	ユニット型介護保健施設サービス費(iv)	
a	要介護 1	<u>826単位</u>
b	要介護 2	<u>900単位</u>
c	要介護 3	<u>962単位</u>
d	要介護 4	<u>1,019単位</u>
e	要介護 5	<u>1,074単位</u>
(2)	ユニット型介護保健施設サービス費(II)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>889単位</u>
b	要介護 2	<u>971単位</u>
c	要介護 3	<u>1,084単位</u>
d	要介護 4	<u>1,160単位</u>
e	要介護 5	<u>1,235単位</u>
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>889単位</u>
b	要介護 2	<u>971単位</u>
c	要介護 3	<u>1,084単位</u>
d	要介護 4	<u>1,160単位</u>
e	要介護 5	<u>1,235単位</u>
(3)	ユニット型介護保健施設サービス費(III)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>889単位</u>
b	要介護 2	<u>964単位</u>
c	要介護 3	<u>1,058単位</u>
d	要介護 4	<u>1,133単位</u>
e	要介護 5	<u>1,208単位</u>
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>889単位</u>
b	要介護 2	<u>964単位</u>
c	要介護 3	<u>1,058単位</u>
d	要介護 4	<u>1,133単位</u>
e	要介護 5	<u>1,208単位</u>
(4)	ユニット型介護保健施設サービス費(IV)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>764単位</u>
b	要介護 2	<u>810単位</u>
c	要介護 3	<u>870単位</u>
d	要介護 4	<u>922単位</u>
e	要介護 5	<u>972単位</u>

c	要介護 3	<u>884単位</u>
d	要介護 4	<u>937単位</u>
e	要介護 5	<u>988単位</u>
(四)	ユニット型介護保健施設サービス費(iv)	
a	要介護 1	<u>822単位</u>
b	要介護 2	<u>896単位</u>
c	要介護 3	<u>958単位</u>
d	要介護 4	<u>1,014単位</u>
e	要介護 5	<u>1,069単位</u>
(2)	ユニット型介護保健施設サービス費(II)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>885単位</u>
b	要介護 2	<u>966単位</u>
c	要介護 3	<u>1,079単位</u>
d	要介護 4	<u>1,155単位</u>
e	要介護 5	<u>1,229単位</u>
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>885単位</u>
b	要介護 2	<u>966単位</u>
c	要介護 3	<u>1,079単位</u>
d	要介護 4	<u>1,155単位</u>
e	要介護 5	<u>1,229単位</u>
(3)	ユニット型介護保健施設サービス費(III)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>885単位</u>
b	要介護 2	<u>960単位</u>
c	要介護 3	<u>1,053単位</u>
d	要介護 4	<u>1,128単位</u>
e	要介護 5	<u>1,202単位</u>
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>885単位</u>
b	要介護 2	<u>960単位</u>
c	要介護 3	<u>1,053単位</u>
d	要介護 4	<u>1,128単位</u>
e	要介護 5	<u>1,202単位</u>
(4)	ユニット型介護保健施設サービス費(IV)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>761単位</u>
b	要介護 2	<u>806単位</u>
c	要介護 3	<u>866単位</u>
d	要介護 4	<u>918単位</u>
e	要介護 5	<u>968単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	764単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	870単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	972単位

注 1～17 (略)

ハ～ヨ (略)

タ 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

レ 所定疾患施設療養費 (1日につき)

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1) 所定疾患施設療養費(I) 239単位

(2) 所定疾患施設療養費(II) 480単位

2・3 (略)

ソ～キ (略)

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1 645単位

ii 要介護 2 748単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	761単位
b 要介護 2	806単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	918単位
e 要介護 5	968単位

注 1～17 (略)

ハ～ヨ (略)

タ 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

レ 所定疾患施設療養費 (1日につき)

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1) 所定疾患施設療養費(I) 235単位

(2) 所定疾患施設療養費(II) 475単位

2・3 (略)

ソ～キ (略)

(新設)

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1 641単位

ii 要介護 2 744単位

iii 要介護 3	973単位
iv 要介護 4	1,068単位
v 要介護 5	1,154単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	673単位
ii 要介護 2	782単位
iii 要介護 3	1,016単位
iv 要介護 4	1,115単位
v 要介護 5	1,205単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	663単位
ii 要介護 2	769単位
iii 要介護 3	1,001単位
iv 要介護 4	1,098単位
v 要介護 5	1,187単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護 1	749単位
ii 要介護 2	853単位
iii 要介護 3	1,077単位
iv 要介護 4	1,173単位
v 要介護 5	1,258単位
e 療養型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護 1	783単位
ii 要介護 2	891単位
iii 要介護 3	1,126単位
iv 要介護 4	1,225単位
v 要介護 5	1,315単位
f 療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護 1	770単位
ii 要介護 2	878単位
iii 要介護 3	1,108単位
iv 要介護 4	1,206単位
v 要介護 5	1,295単位
(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	589単位
ii 要介護 2	693単位
iii 要介護 3	846単位
iv 要介護 4	993単位
v 要介護 5	1,033単位

iii 要介護 3	967単位
iv 要介護 4	1,062単位
v 要介護 5	1,147単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	669単位
ii 要介護 2	777単位
iii 要介護 3	1,010単位
iv 要介護 4	1,109単位
v 要介護 5	1,198単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	659単位
ii 要介護 2	765単位
iii 要介護 3	995単位
iv 要介護 4	1,092単位
v 要介護 5	1,180単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護 1	745単位
ii 要介護 2	848単位
iii 要介護 3	1,071単位
iv 要介護 4	1,166単位
v 要介護 5	1,251単位
e 療養型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護 1	778単位
ii 要介護 2	886単位
iii 要介護 3	1,119単位
iv 要介護 4	1,218単位
v 要介護 5	1,307単位
f 療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護 1	766単位
ii 要介護 2	873単位
iii 要介護 3	1,102単位
iv 要介護 4	1,199単位
v 要介護 5	1,287単位
(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	586単位
ii 要介護 2	689単位
iii 要介護 3	841単位
iv 要介護 4	987単位
v 要介護 5	1,027単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	605単位
ii 要介護2	711単位
iii 要介護3	867単位
iv 要介護4	1,018単位
v 要介護5	1,059単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	695単位
ii 要介護2	799単位
iii 要介護3	951単位
iv 要介護4	1,098単位
v 要介護5	1,138単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	713単位
ii 要介護2	819単位
iii 要介護3	975単位
iv 要介護4	1,126単位
v 要介護5	1,166単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	567単位
ii 要介護2	674単位
iii 要介護3	818単位
iv 要介護4	968単位
v 要介護5	1,007単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	674単位
ii 要介護2	780単位
iii 要介護3	924単位
iv 要介護4	1,074単位
v 要介護5	1,113単位
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	654単位
ii 要介護2	758単位
iii 要介護3	902単位
iv 要介護4	989単位
v 要介護5	1,076単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	759単位
ii 要介護2	865単位
iii 要介護3	1,008単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	601単位
ii 要介護2	707単位
iii 要介護3	862単位
iv 要介護4	1,012単位
v 要介護5	1,053単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	691単位
ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	945単位
iv 要介護4	1,092単位
v 要介護5	1,131単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	709単位
ii 要介護2	814単位
iii 要介護3	969単位
iv 要介護4	1,119単位
v 要介護5	1,159単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	564単位
ii 要介護2	670単位
iii 要介護3	813単位
iv 要介護4	962単位
v 要介護5	1,001単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	670単位
ii 要介護2	775単位
iii 要介護3	919単位
iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,107単位
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	650単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	897単位
iv 要介護4	983単位
v 要介護5	1,070単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	1,002単位

iv 要介護4	1,095単位
v 要介護5	1,182単位
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	654単位
ii 要介護2	758単位
iii 要介護3	862単位
iv 要介護4	950単位
v 要介護5	1,036単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	759単位
ii 要介護2	865単位
iii 要介護3	968単位
iv 要介護4	1,054単位
v 要介護5	1,143単位
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	771単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,099単位
d 要介護4	1,195単位
e 要介護5	1,280単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	908単位
c 要介護3	1,143単位
d 要介護4	1,242単位
e 要介護5	1,332単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	790単位
b 要介護2	896単位
c 要介護3	1,128単位
d 要介護4	1,225単位
e 要介護5	1,314単位
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	771単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,099単位
d 要介護4	1,195単位
e 要介護5	1,280単位

iv 要介護4	1,089単位
v 要介護5	1,175単位
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	650単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	857単位
iv 要介護4	944単位
v 要介護5	1,030単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	962単位
iv 要介護4	1,048単位
v 要介護5	1,136単位
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,093単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,273単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	795単位
b 要介護2	903単位
c 要介護3	1,136単位
d 要介護4	1,235単位
e 要介護5	1,324単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	785単位
b 要介護2	891単位
c 要介護3	1,121単位
d 要介護4	1,218単位
e 要介護5	1,306単位
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,093単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,273単位

(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	908単位
c 要介護3	1,143単位
d 要介護4	1,242単位
e 要介護5	1,332単位
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	790単位
b 要介護2	896単位
c 要介護3	1,128単位
d 要介護4	1,225単位
e 要介護5	1,314単位
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	771単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,012単位
d 要介護4	1,097単位
e 要介護5	1,183単位
(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	771単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,012単位
d 要介護4	1,097単位
e 要介護5	1,183単位
注1～13（略）	
(5)～(20)（略）	
(21) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	627単位
ii 要介護2	676単位

(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	795単位
b 要介護2	903単位
c 要介護3	1,136単位
d 要介護4	1,235単位
e 要介護5	1,324単位
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	785単位
b 要介護2	891単位
c 要介護3	1,121単位
d 要介護4	1,218単位
e 要介護5	1,306単位
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,006単位
d 要介護4	1,091単位
e 要介護5	1,176単位
(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,006単位
d 要介護4	1,091単位
e 要介護5	1,176単位
注1～13（略）	
(5)～(20)（略）	
(新設)	
□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	623単位
ii 要介護2	672単位

iii 要介護3	724単位
iv 要介護4	772単位
v 要介護5	822単位
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	654単位
ii 要介護2	706単位
iii 要介護3	756単位
iv 要介護4	807単位
v 要介護5	858単位
c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	645単位
ii 要介護2	695単位
iii 要介護3	745単位
iv 要介護4	795単位
v 要介護5	845単位
d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	731単位
ii 要介護2	780単位
iii 要介護3	830単位
iv 要介護4	877単位
v 要介護5	926単位
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護1	763単位
ii 要介護2	815単位
iii 要介護3	866単位
iv 要介護4	916単位
v 要介護5	968単位
f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護1	752単位
ii 要介護2	803単位
iii 要介護3	853単位
iv 要介護4	902単位
v 要介護5	954単位
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	549単位
ii 要介護2	593単位
iii 要介護3	637単位
iv 要介護4	682単位
v 要介護5	725単位

iii 要介護3	720単位
iv 要介護4	768単位
v 要介護5	817単位
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	650単位
ii 要介護2	702単位
iii 要介護3	752単位
iv 要介護4	802単位
v 要介護5	853単位
c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	641単位
ii 要介護2	691単位
iii 要介護3	741単位
iv 要介護4	790単位
v 要介護5	840単位
d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	727単位
ii 要介護2	775単位
iii 要介護3	825単位
iv 要介護4	872単位
v 要介護5	921単位
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護1	759単位
ii 要介護2	810単位
iii 要介護3	861単位
iv 要介護4	911単位
v 要介護5	962単位
f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護1	748単位
ii 要介護2	798単位
iii 要介護3	848単位
iv 要介護4	897単位
v 要介護5	948単位
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	546単位
ii 要介護2	590単位
iii 要介護3	633単位
iv 要介護4	678単位
v 要介護5	721単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	656単位
ii 要介護2	699単位
iii 要介護3	743単位
iv 要介護4	787単位
v 要介護5	831単位
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	752単位
b 要介護2	802単位
c 要介護3	850単位
d 要介護4	898単位
e 要介護5	947単位
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	780単位
b 要介護2	832単位
c 要介護3	882単位
d 要介護4	932単位
e 要介護5	984単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	770単位
b 要介護2	821単位
c 要介護3	871単位
d 要介護4	920単位
e 要介護5	971単位
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	752単位
b 要介護2	802単位
c 要介護3	850単位
d 要介護4	898単位
e 要介護5	947単位
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	780単位
b 要介護2	832単位
c 要介護3	882単位
d 要介護4	932単位
e 要介護5	984単位
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	770単位
b 要介護2	821単位
c 要介護3	871単位
d 要介護4	920単位
e 要介護5	971単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	652単位
ii 要介護2	695単位
iii 要介護3	739単位
iv 要介護4	782単位
v 要介護5	826単位
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	748単位
b 要介護2	797単位
c 要介護3	845単位
d 要介護4	893単位
e 要介護5	942単位
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	775単位
b 要介護2	827単位
c 要介護3	877単位
d 要介護4	927単位
e 要介護5	978単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	766単位
b 要介護2	816単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	915単位
e 要介護5	965単位
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	748単位
b 要介護2	797単位
c 要介護3	845単位
d 要介護4	893単位
e 要介護5	942単位
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	775単位
b 要介護2	827単位
c 要介護3	877単位
d 要介護4	927単位
e 要介護5	978単位
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	766単位
b 要介護2	816単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	915単位
e 要介護5	965単位

注1～10 (略)
(3)～(18) (略)

(19) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- i 要介護1 973単位
- ii 要介護2 1,037単位
- iii 要介護3 1,101単位
- iv 要介護4 1,166単位
- v 要介護5 1,230単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- i 要介護1 1,078単位
- ii 要介護2 1,144単位
- iii 要介護3 1,207単位
- iv 要介護4 1,272単位
- v 要介護5 1,336単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- i 要介護1 917単位
- ii 要介護2 985単位
- iii 要介護3 1,053単位
- iv 要介護4 1,120単位
- v 要介護5 1,187単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- i 要介護1 1,024単位
- ii 要介護2 1,091単位
- iii 要介護3 1,158単位
- iv 要介護4 1,227単位
- v 要介護5 1,293単位

注1～10 (略)
(3)～(18) (略)

(新設)

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- i 要介護1 967単位
- ii 要介護2 1,031単位
- iii 要介護3 1,095単位
- iv 要介護4 1,159単位
- v 要介護5 1,223単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- i 要介護1 1,072単位
- ii 要介護2 1,137単位
- iii 要介護3 1,200単位
- iv 要介護4 1,265単位
- v 要介護5 1,328単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- i 要介護1 912単位
- ii 要介護2 979単位
- iii 要介護3 1,047単位
- iv 要介護4 1,114単位
- v 要介護5 1,180単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- i 要介護1 1,018単位
- ii 要介護2 1,085単位
- iii 要介護3 1,151単位
- iv 要介護4 1,220単位
- v 要介護5 1,286単位

- (三) 認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅲ)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 889単位
 - ii 要介護2 956単位
 - iii 要介護3 1,021単位
 - iv 要介護4 1,086単位
 - v 要介護5 1,152単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 996単位
 - ii 要介護2 1,061単位
 - iii 要介護3 1,128単位
 - iv 要介護4 1,193単位
 - v 要介護5 1,257単位

- (四) 認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅳ)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 874単位
 - ii 要介護2 938単位
 - iii 要介護3 1,003単位
 - iv 要介護4 1,067単位
 - v 要介護5 1,132単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 980単位
 - ii 要介護2 1,045単位
 - iii 要介護3 1,108単位
 - iv 要介護4 1,174単位
 - v 要介護5 1,237単位

- (五) 認知症患者型介護療養施設サービス費(V)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 815単位
 - ii 要介護2 879単位
 - iii 要介護3 943単位
 - iv 要介護4 1,008単位
 - v 要介護5 1,072単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 921単位
 - ii 要介護2 985単位
 - iii 要介護3 1,050単位
 - iv 要介護4 1,114単位
 - v 要介護5 1,178単位

(2) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)

- (一) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)
 - a 要介護1 721単位
 - b 要介護2 785単位

- (三) 認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅲ)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 884単位
 - ii 要介護2 950単位
 - iii 要介護3 1,015単位
 - iv 要介護4 1,080単位
 - v 要介護5 1,145単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 990単位
 - ii 要介護2 1,055単位
 - iii 要介護3 1,121単位
 - iv 要介護4 1,186単位
 - v 要介護5 1,250単位

- (四) 認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅳ)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 869単位
 - ii 要介護2 933単位
 - iii 要介護3 997単位
 - iv 要介護4 1,061単位
 - v 要介護5 1,125単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 974単位
 - ii 要介護2 1,039単位
 - iii 要介護3 1,102単位
 - iv 要介護4 1,167単位
 - v 要介護5 1,230単位

- (五) 認知症患者型介護療養施設サービス費(V)
 - a 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)
 - i 要介護1 810単位
 - ii 要介護2 874単位
 - iii 要介護3 938単位
 - iv 要介護4 1,002単位
 - v 要介護5 1,066単位

- b 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)
 - i 要介護1 916単位
 - ii 要介護2 979単位
 - iii 要介護3 1,044単位
 - iv 要介護4 1,108単位
 - v 要介護5 1,171単位

(2) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)

- (一) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)
 - a 要介護1 717単位
 - b 要介護2 780単位

c 要介護3	850単位
d 要介護4	914単位
e 要介護5	979単位
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	828単位
b 要介護2	891単位
c 要介護3	956単位
d 要介護4	1,021単位
e 要介護5	1,084単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	1,099単位
ii 要介護2	1,164単位
iii 要介護3	1,228単位
iv 要介護4	1,292単位
v 要介護5	1,357単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	1,099単位
ii 要介護2	1,164単位
iii 要介護3	1,228単位
iv 要介護4	1,292単位
v 要介護5	1,357単位
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	1,044単位
ii 要介護2	1,111単位
iii 要介護3	1,180単位
iv 要介護4	1,247単位
v 要介護5	1,314単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	1,044単位
ii 要介護2	1,111単位
iii 要介護3	1,180単位
iv 要介護4	1,247単位
v 要介護5	1,314単位

注1～8 (略)

(4)～(13) (略)

(14) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

c 要介護3	845単位
d 要介護4	909単位
e 要介護5	973単位
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	823単位
b 要介護2	886単位
c 要介護3	950単位
d 要介護4	1,015単位
e 要介護5	1,078単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	1,093単位
ii 要介護2	1,157単位
iii 要介護3	1,221単位
iv 要介護4	1,285単位
v 要介護5	1,349単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	1,093単位
ii 要介護2	1,157単位
iii 要介護3	1,221単位
iv 要介護4	1,285単位
v 要介護5	1,349単位
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	1,038単位
ii 要介護2	1,105単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,240単位
v 要介護5	1,306単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	1,038単位
ii 要介護2	1,105単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,240単位
v 要介護5	1,306単位

注1～8 (略)

(4)～(13) (略)

(14) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(15)~(17) (略)

(18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	698単位
b 要介護2	807単位
c 要介護3	1,041単位
d 要介護4	1,141単位
e 要介護5	1,230単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	808単位
b 要介護2	916単位
c 要介護3	1,151単位
d 要介護4	1,250単位
e 要介護5	1,340単位

(2) I型介護医療院サービス費(II)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	688単位
b 要介護2	795単位
c 要介護3	1,026単位
d 要介護4	1,124単位
e 要介護5	1,212単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	796単位
b 要介護2	903単位
c 要介護3	1,134単位
d 要介護4	1,231単位
e 要介護5	1,320単位

(15)~(17) (略)

(新設)

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	694単位
b 要介護2	802単位
c 要介護3	1,035単位
d 要介護4	1,134単位
e 要介護5	1,223単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	803単位
b 要介護2	911単位
c 要介護3	1,144単位
d 要介護4	1,243単位
e 要介護5	1,332単位

(2) I型介護医療院サービス費(II)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	684単位
b 要介護2	790単位
c 要介護3	1,020単位
d 要介護4	1,117単位
e 要介護5	1,205単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	791単位
b 要介護2	898単位
c 要介護3	1,127単位
d 要介護4	1,224単位
e 要介護5	1,312単位

(3) I型介護医療院サービス費Ⅲ

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	672単位
b 要介護2	779単位
c 要介護3	1,010単位
d 要介護4	1,107単位
e 要介護5	1,196単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	780単位
b 要介護2	887単位
c 要介護3	1,117単位
d 要介護4	1,215単位
e 要介護5	1,304単位

ロ II型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) II型介護医療院サービス費(I)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	653単位
b 要介護2	747単位
c 要介護3	953単位
d 要介護4	1,040単位
e 要介護5	1,118単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	762単位
b 要介護2	857単位
c 要介護3	1,062単位
d 要介護4	1,150単位
e 要介護5	1,228単位

(2) II型介護医療院サービス費Ⅱ

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	637単位
b 要介護2	731単位
c 要介護3	936単位
d 要介護4	1,024単位
e 要介護5	1,102単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	746単位
b 要介護2	841単位
c 要介護3	1,046単位
d 要介護4	1,134単位
e 要介護5	1,212単位

(3) I型介護医療院サービス費Ⅲ

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	668単位
b 要介護2	774単位
c 要介護3	1,004単位
d 要介護4	1,101単位
e 要介護5	1,189単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	775単位
b 要介護2	882単位
c 要介護3	1,111単位
d 要介護4	1,208単位
e 要介護5	1,296単位

ロ II型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) II型介護医療院サービス費(I)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	649単位
b 要介護2	743単位
c 要介護3	947単位
d 要介護4	1,034単位
e 要介護5	1,112単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	758単位
b 要介護2	852単位
c 要介護3	1,056単位
d 要介護4	1,143単位
e 要介護5	1,221単位

(2) II型介護医療院サービス費Ⅱ

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	633単位
b 要介護2	727単位
c 要介護3	931単位
d 要介護4	1,018単位
e 要介護5	1,096単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	742単位
b 要介護2	836単位
c 要介護3	1,040単位
d 要介護4	1,127単位
e 要介護5	1,205単位

(3) II型介護医療院サービス費(Ⅲ)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	626単位
b 要介護2	720単位
c 要介護3	925単位
d 要介護4	1,013単位
e 要介護5	1,091単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	735単位
b 要介護2	830単位
c 要介護3	1,035単位
d 要介護4	1,123単位
e 要介護5	1,201単位

ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型特別介護医療院サービス費

(一) I型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	639単位
b 要介護2	739単位
c 要介護3	960単位
d 要介護4	1,052単位
e 要介護5	1,137単位

(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	740単位
b 要介護2	843単位
c 要介護3	1,061単位
d 要介護4	1,155単位
e 要介護5	1,238単位

(2) II型特別介護医療院サービス費

(一) II型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	593単位
b 要介護2	684単位
c 要介護3	879単位
d 要介護4	963単位
e 要介護5	1,037単位

(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	698単位
b 要介護2	789単位
c 要介護3	984単位
d 要介護4	1,066単位
e 要介護5	1,141単位

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

(一) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	825単位
b 要介護2	933単位

(3) II型介護医療院サービス費(Ⅲ)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	622単位
b 要介護2	716単位
c 要介護3	920単位
d 要介護4	1,007単位
e 要介護5	1,085単位

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	731単位
b 要介護2	825単位
c 要介護3	1,029単位
d 要介護4	1,116単位
e 要介護5	1,194単位

ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型特別介護医療院サービス費

(一) I型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	635単位
b 要介護2	735単位
c 要介護3	954単位
d 要介護4	1,046単位
e 要介護5	1,130単位

(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	736単位
b 要介護2	838単位
c 要介護3	1,055単位
d 要介護4	1,148単位
e 要介護5	1,231単位

(2) II型特別介護医療院サービス費

(一) II型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	590単位
b 要介護2	680単位
c 要介護3	874単位
d 要介護4	957単位
e 要介護5	1,031単位

(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	694単位
b 要介護2	784単位
c 要介護3	978単位
d 要介護4	1,060単位
e 要介護5	1,134単位

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

(一) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	820単位
b 要介護2	928単位

c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,357単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	933単位
c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,357単位
(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(II)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,339単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,339単位
ホ ユニット型 II 型介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護 1	824単位
(二) 要介護 2	924単位
(三) 要介護 3	1,142単位
(四) 要介護 4	1,234単位
(五) 要介護 5	1,318単位
(2) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(ii)	
(一) 要介護 1	824単位
(二) 要介護 2	924単位
(三) 要介護 3	1,142単位
(四) 要介護 4	1,234単位
(五) 要介護 5	1,318単位
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	774単位
b 要介護 2	875単位

c 要介護 3	1,161単位
d 要介護 4	1,260単位
e 要介護 5	1,349単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	928単位
c 要介護 3	1,161単位
d 要介護 4	1,260単位
e 要介護 5	1,349単位
(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(II)	
(一) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	810単位
b 要介護 2	916単位
c 要介護 3	1,146単位
d 要介護 4	1,243単位
e 要介護 5	1,331単位
(二) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	810単位
b 要介護 2	916単位
c 要介護 3	1,146単位
d 要介護 4	1,243単位
e 要介護 5	1,331単位
ホ ユニット型 II 型介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護 1	819単位
(二) 要介護 2	919単位
(三) 要介護 3	1,135単位
(四) 要介護 4	1,227単位
(五) 要介護 5	1,310単位
(2) ユニット型 II 型介護医療院サービス費(ii)	
(一) 要介護 1	819単位
(二) 要介護 2	919単位
(三) 要介護 3	1,135単位
(四) 要介護 4	1,227単位
(五) 要介護 5	1,310単位
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型 I 型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	770単位
b 要介護 2	870単位

c 要介護3	1,095単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,271単位
(二) ユニット型I型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	774単位
b 要介護2	875単位
c 要介護3	1,095単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,271単位

(2) ユニット型II型特別介護医療院サービス費

(一) ユニット型II型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	783単位
b 要介護2	878単位
c 要介護3	1,084単位
d 要介護4	1,173単位
e 要介護5	1,251単位
(二) ユニット型II型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	783単位
b 要介護2	878単位
c 要介護3	1,084単位
d 要介護4	1,173単位
e 要介護5	1,251単位

注1～12 (略)

ト～ソ (略)

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理(1日につき) 518単位

注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

ネ～ノ (略)

オ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからオまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからオまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

c 要介護3	1,089単位
d 要介護4	1,181単位
e 要介護5	1,264単位
(二) ユニット型I型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	770単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,089単位
d 要介護4	1,181単位
e 要介護5	1,264単位

(2) ユニット型II型特別介護医療院サービス費

(一) ユニット型II型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護1	778単位
b 要介護2	873単位
c 要介護3	1,078単位
d 要介護4	1,166単位
e 要介護5	1,244単位
(二) ユニット型II型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護1	778単位
b 要介護2	873単位
c 要介護3	1,078単位
d 要介護4	1,166単位
e 要介護5	1,244単位

注1～12 (略)

ト～ソ (略)

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理(1日につき) 511単位

注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

ネ～ノ (略)

(新設)

（厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の一部改正）
 第四条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
別表第一		
1～3 (略)		
4 重度療養管理（1日につき）	125単位	123単位
注 (略)		
5～17 (略)		
別表第二		
1～3 (略)		
4 重度療養管理（1日につき）	125単位	123単位
注 (略)		
5～17 (略)		

（居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額の一部改正）
 第五条 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成十二年厚生省告示第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。		
イ (略)		
ロ 要介護一	一万六千七百六十五単位	一万六千六百九十二単位
ハ 要介護二	一万九千七百五単位	一万九千六百十六単位
ニ 要介護三	二万七千四十八単位	二万六千九百三十一単位
ホ 要介護四	三万九百三十八単位	三万八百六十六単位
ヘ 要介護五	三万六千二百十七単位	三万六千六十五単位
二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。		
イ 要支援一	五千三十二単位	五千三単位
ロ 要支援二	一万五百三十一単位	一万四百七十三単位

備考 (略)

備考 (略)

(介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)

第六条 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。		介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。	

(介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)

第七条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十二号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)(における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。)(における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)(における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。)(における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	
区 分	額	区 分	額
ユニット型個室	一日につき二千六百元	ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円
従来型個室(特養等)	一日につき千七百七十一円	従来型個室(特養等)	一日につき千五百五十円
従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百六十八円	従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百四十円
多床室(特養等)	一日につき八百五十五円	多床室(特養等)	一日につき八百四十円
多床室(老健・療養等)	一日につき三百七十七円	多床室(老健・療養等)	一日につき三百七十円

備考 (略)

備考 (略)

第八條 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正

第八條 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五项第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。	改 正 前	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五项第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。
-------	--	-------	---

第九條 介護保険法施行法第十三条第五项第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五项第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	改 正 前	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五项第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。																				
	<table border="1"> <tr><td>区 分</td><td>額</td></tr> <tr><td>ユニット型個室</td><td>一日につき二千六円</td></tr> <tr><td>ユニット型個室的多床室</td><td>一日につき千六百六十八円</td></tr> <tr><td>従来型個室</td><td>一日につき千七百七十一円</td></tr> <tr><td>多床室</td><td>一日につき八百五十五円</td></tr> </table>	区 分	額	ユニット型個室	一日につき二千六円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	従来型個室	一日につき千七百七十一円	多床室	一日につき八百五十五円		<table border="1"> <tr><td>区 分</td><td>額</td></tr> <tr><td>ユニット型個室</td><td>一日につき千九百七十円</td></tr> <tr><td>ユニット型個室的多床室</td><td>一日につき千六百四十円</td></tr> <tr><td>従来型個室</td><td>一日につき千五百五十円</td></tr> <tr><td>多床室</td><td>一日につき八百四十円</td></tr> </table>	区 分	額	ユニット型個室	一日につき千九百七十円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円	従来型個室	一日につき千五百五十円	多床室	一日につき八百四十円
区 分	額																						
ユニット型個室	一日につき二千六円																						
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円																						
従来型個室	一日につき千七百七十一円																						
多床室	一日につき八百五十五円																						
区 分	額																						
ユニット型個室	一日につき千九百七十円																						
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円																						
従来型個室	一日につき千五百五十円																						
多床室	一日につき八百四十円																						

第十條 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正
 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費I（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>（一）要介護1 5,680単位</p> <p>（二）要介護2 10,138単位</p> <p>（三）要介護3 16,833単位</p> <p>（四）要介護4 21,293単位</p> <p>（五）要介護5 25,752単位</p>	改 正 前	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費I（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>（一）要介護1 5,666単位</p> <p>（二）要介護2 10,114単位</p> <p>（三）要介護3 16,793単位</p> <p>（四）要介護4 21,242単位</p> <p>（五）要介護5 25,690単位</p>
-------	--	-------	--

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

(2) 訪問看護サービスを行う場合

(一) 要介護1	8,287単位
(二) 要介護2	12,946単位
(三) 要介護3	19,762単位
(四) 要介護4	24,361単位
(五) 要介護5	29,512単位

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)

(1) 要介護1	5,680単位
(2) 要介護2	10,138単位
(3) 要介護3	16,833単位
(4) 要介護4	21,293単位
(5) 要介護5	25,752単位

注1～14 (略)

ハ～チ (略)

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,751単位

注1～5 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	409単位
(二) 要介護2	469単位

(2) 訪問看護サービスを行う場合

(一) 要介護1	8,267単位
(二) 要介護2	12,915単位
(三) 要介護3	19,714単位
(四) 要介護4	24,302単位
(五) 要介護5	29,441単位

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)

(1) 要介護1	5,666単位
(2) 要介護2	10,114単位
(3) 要介護3	16,793単位
(4) 要介護4	21,242単位
(5) 要介護5	25,690単位

注1～14 (略)

ハ～チ (略)

(新設)

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(I) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,742単位

注1～5 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	407単位
(二) 要介護2	466単位

(三) 要介護3	<u>530単位</u>
(四) 要介護4	<u>589単位</u>
(五) 要介護5	<u>651単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>428単位</u>
(二) 要介護2	<u>491単位</u>
(三) 要介護3	<u>555単位</u>
(四) 要介護4	<u>617単位</u>
(五) 要介護5	<u>682単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>645単位</u>
(二) 要介護2	<u>761単位</u>
(三) 要介護3	<u>879単位</u>
(四) 要介護4	<u>995単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,113単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>666単位</u>
(二) 要介護2	<u>786単位</u>
(三) 要介護3	<u>908単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,029単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,150単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>739単位</u>
(二) 要介護2	<u>873単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,012単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,150単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,288単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>768単位</u>
(二) 要介護2	<u>908単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,052単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,197単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,339単位</u>
□ 療養通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合	<u>1,012単位</u>
(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合	<u>1,519単位</u>
注1～22 (略)	
ハ・ニ (略)	

(三) 要介護3	<u>527単位</u>
(四) 要介護4	<u>586単位</u>
(五) 要介護5	<u>647単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>426単位</u>
(二) 要介護2	<u>488単位</u>
(三) 要介護3	<u>552単位</u>
(四) 要介護4	<u>614単位</u>
(五) 要介護5	<u>678単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>641単位</u>
(二) 要介護2	<u>757単位</u>
(三) 要介護3	<u>874単位</u>
(四) 要介護4	<u>990単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,107単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>662単位</u>
(二) 要介護2	<u>782単位</u>
(三) 要介護3	<u>903単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,023単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,144単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>735単位</u>
(二) 要介護2	<u>868単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,006単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,144単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,281単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>764単位</u>
(二) 要介護2	<u>903単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,046単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,190単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,332単位</u>
□ 療養通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合	<u>1,007単位</u>
(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合	<u>1,511単位</u>
注1～22 (略)	
ハ・ニ (略)	

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a 要介護1	540単位
b 要介護2	594単位
c 要介護3	650単位
d 要介護4	705単位
e 要介護5	759単位

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

a 要介護1	566単位
b 要介護2	623単位
c 要介護3	681単位
d 要介護4	738単位
e 要介護5	795単位

(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

a 要介護1	853単位
b 要介護2	945単位
c 要介護3	1,035単位
d 要介護4	1,127単位
e 要介護5	1,219単位

(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

a 要介護1	875単位
b 要介護2	969単位
c 要介護3	1,061単位
d 要介護4	1,156単位
e 要介護5	1,250単位

(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

a 要介護1	989単位
b 要介護2	1,097単位
c 要介護3	1,204単位
d 要介護4	1,312単位
e 要介護5	1,420単位

(新設)

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a 要介護1	538単位
b 要介護2	592単位
c 要介護3	647単位
d 要介護4	702単位
e 要介護5	756単位

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

a 要介護1	564単位
b 要介護2	620単位
c 要介護3	678単位
d 要介護4	735単位
e 要介護5	792単位

(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

a 要介護1	849単位
b 要介護2	941単位
c 要介護3	1,031単位
d 要介護4	1,122単位
e 要介護5	1,214単位

(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

a 要介護1	871単位
b 要介護2	965単位
c 要介護3	1,057単位
d 要介護4	1,151単位
e 要介護5	1,245単位

(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

a 要介護1	985単位
b 要介護2	1,092単位
c 要介護3	1,199単位
d 要介護4	1,307単位
e 要介護5	1,414単位

(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要介護1	<u>1,021単位</u>
b 要介護2	<u>1,132単位</u>
c 要介護3	<u>1,242単位</u>
d 要介護4	<u>1,355単位</u>
e 要介護5	<u>1,465単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要介護1	<u>489単位</u>
b 要介護2	<u>538単位</u>
c 要介護3	<u>586単位</u>
d 要介護4	<u>636単位</u>
e 要介護5	<u>685単位</u>
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要介護1	<u>512単位</u>
b 要介護2	<u>563単位</u>
c 要介護3	<u>615単位</u>
d 要介護4	<u>666単位</u>
e 要介護5	<u>717単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要介護1	<u>767単位</u>
b 要介護2	<u>849単位</u>
c 要介護3	<u>931単位</u>
d 要介護4	<u>1,011単位</u>
e 要介護5	<u>1,094単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要介護1	<u>786単位</u>
b 要介護2	<u>871単位</u>
c 要介護3	<u>955単位</u>
d 要介護4	<u>1,037単位</u>
e 要介護5	<u>1,122単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要介護1	<u>889単位</u>
b 要介護2	<u>984単位</u>
c 要介護3	<u>1,081単位</u>
d 要介護4	<u>1,177単位</u>
e 要介護5	<u>1,272単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要介護1	<u>917単位</u>
b 要介護2	<u>1,015単位</u>
c 要介護3	<u>1,115単位</u>
d 要介護4	<u>1,215単位</u>
e 要介護5	<u>1,314単位</u>

(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要介護1	<u>1,017単位</u>
b 要介護2	<u>1,127単位</u>
c 要介護3	<u>1,237単位</u>
d 要介護4	<u>1,349単位</u>
e 要介護5	<u>1,459単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要介護1	<u>487単位</u>
b 要介護2	<u>536単位</u>
c 要介護3	<u>584単位</u>
d 要介護4	<u>633単位</u>
e 要介護5	<u>682単位</u>
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要介護1	<u>510単位</u>
b 要介護2	<u>561単位</u>
c 要介護3	<u>612単位</u>
d 要介護4	<u>663単位</u>
e 要介護5	<u>714単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要介護1	<u>764単位</u>
b 要介護2	<u>845単位</u>
c 要介護3	<u>927単位</u>
d 要介護4	<u>1,007単位</u>
e 要介護5	<u>1,089単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要介護1	<u>783単位</u>
b 要介護2	<u>867単位</u>
c 要介護3	<u>951単位</u>
d 要介護4	<u>1,033単位</u>
e 要介護5	<u>1,117単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要介護1	<u>885単位</u>
b 要介護2	<u>980単位</u>
c 要介護3	<u>1,076単位</u>
d 要介護4	<u>1,172単位</u>
e 要介護5	<u>1,267単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要介護1	<u>913単位</u>
b 要介護2	<u>1,011単位</u>
c 要介護3	<u>1,110単位</u>
d 要介護4	<u>1,210単位</u>
e 要介護5	<u>1,308単位</u>

ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	265単位
(二) 要介護2	275単位
(三) 要介護3	284単位
(四) 要介護4	293単位
(五) 要介護5	303単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	277単位
(二) 要介護2	288単位
(三) 要介護3	297単位
(四) 要介護4	307単位
(五) 要介護5	317単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	443単位
(二) 要介護2	458単位
(三) 要介護3	475単位
(四) 要介護4	491単位
(五) 要介護5	507単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	455単位
(二) 要介護2	470単位
(三) 要介護3	487単位
(四) 要介護4	503単位
(五) 要介護5	519単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	520単位
(二) 要介護2	539単位
(三) 要介護3	557単位
(四) 要介護4	575単位
(五) 要介護5	595単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	537単位
(二) 要介護2	556単位
(三) 要介護3	575単位
(四) 要介護4	594単位
(五) 要介護5	615単位

注1～13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行っ

ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	264単位
(二) 要介護2	274単位
(三) 要介護3	283単位
(四) 要介護4	292単位
(五) 要介護5	302単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	276単位
(二) 要介護2	287単位
(三) 要介護3	296単位
(四) 要介護4	306単位
(五) 要介護5	316単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	441単位
(二) 要介護2	456単位
(三) 要介護3	473単位
(四) 要介護4	489単位
(五) 要介護5	505単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	453単位
(二) 要介護2	468単位
(三) 要介護3	485単位
(四) 要介護4	501単位
(五) 要介護5	517単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	518単位
(二) 要介護2	537単位
(三) 要介護3	555単位
(四) 要介護4	573単位
(五) 要介護5	593単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	535単位
(二) 要介護2	554単位
(三) 要介護3	573単位
(四) 要介護4	592単位
(五) 要介護5	612単位

注1～13 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

- (一) 要介護1 10,364単位
- (二) 要介護2 15,232単位
- (三) 要介護3 22,157単位
- (四) 要介護4 24,454単位
- (五) 要介護5 26,964単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護1 9,338単位
- (二) 要介護2 13,724単位
- (三) 要介護3 19,963単位
- (四) 要介護4 22,033単位
- (五) 要介護5 24,295単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 567単位
- (2) 要介護2 634単位
- (3) 要介護3 703単位
- (4) 要介護4 770単位
- (5) 要介護5 835単位

注1～7（略）

ハ～ワ（略）

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

- (一) 要介護1 10,320単位
- (二) 要介護2 15,167単位
- (三) 要介護3 22,062単位
- (四) 要介護4 24,350単位
- (五) 要介護5 26,849単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護1 9,298単位
- (二) 要介護2 13,665単位
- (三) 要介護3 19,878単位
- (四) 要介護4 21,939単位
- (五) 要介護5 24,191単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 565単位
- (2) 要介護2 632単位
- (3) 要介護3 700単位
- (4) 要介護4 767単位
- (5) 要介護5 832単位

注1～7（略）

ハ～ワ（略）

（新設）

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	761単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	820単位
(四) 要介護4	837単位
(五) 要介護5	854単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	749単位
(二) 要介護2	784単位
(三) 要介護3	808単位
(四) 要介護4	824単位
(五) 要介護5	840単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	789単位
(二) 要介護2	825単位
(三) 要介護3	849単位
(四) 要介護4	865単位
(五) 要介護5	882単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	777単位
(二) 要介護2	813単位
(三) 要介護3	837単位
(四) 要介護4	853単位
(五) 要介護5	869単位

注1～7 (略)

ハ～ル (略)

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	759単位
(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	818単位
(四) 要介護4	835単位
(五) 要介護5	852単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	747単位
(二) 要介護2	782単位
(三) 要介護3	806単位
(四) 要介護4	822単位
(五) 要介護5	838単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	787単位
(二) 要介護2	823単位
(三) 要介護3	847単位
(四) 要介護4	863単位
(五) 要介護5	880単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	775単位
(二) 要介護2	811単位
(三) 要介護3	835単位
(四) 要介護4	851単位
(五) 要介護5	867単位

注1～7 (略)

ハ～ル (略)

(新設)

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>535単位</u>
(2) 要介護2	<u>601単位</u>
(3) 要介護3	<u>670単位</u>
(4) 要介護4	<u>734単位</u>
(5) 要介護5	<u>802単位</u>

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>535単位</u>
(2) 要介護2	<u>601単位</u>
(3) 要介護3	<u>670単位</u>
(4) 要介護4	<u>734単位</u>
(5) 要介護5	<u>802単位</u>

注1～11（略）

ハ～ト（略）

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>567単位</u>
(二) 要介護2	<u>636単位</u>
(三) 要介護3	<u>706単位</u>
(四) 要介護4	<u>776単位</u>
(五) 要介護5	<u>843単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>567単位</u>
(二) 要介護2	<u>636単位</u>
(三) 要介護3	<u>706単位</u>
(四) 要介護4	<u>776単位</u>
(五) 要介護5	<u>843単位</u>

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>
(5) 要介護5	<u>800単位</u>

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>
(5) 要介護5	<u>800単位</u>

注1～11（略）

ハ～ト（略）

（新設）

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>565単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>704単位</u>
(四) 要介護4	<u>774単位</u>
(五) 要介護5	<u>841単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき）

(一) 要介護1	<u>565単位</u>
(二) 要介護2	<u>634単位</u>
(三) 要介護3	<u>704単位</u>
(四) 要介護4	<u>774単位</u>
(五) 要介護5	<u>841単位</u>

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)

(一) 要介護1	646単位
(二) 要介護2	714単位
(三) 要介護3	787単位
(四) 要介護4	857単位
(五) 要介護5	925単位

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき)

(一) 要介護1	646単位
(二) 要介護2	714単位
(三) 要介護3	787単位
(四) 要介護4	857単位
(五) 要介護5	925単位

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	661単位
(二) 要介護2	726単位
(三) 要介護3	796単位
(四) 要介護4	861単位
(五) 要介護5	926単位

(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	661単位
(二) 要介護2	726単位
(三) 要介護3	796単位
(四) 要介護4	861単位
(五) 要介護5	926単位

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	732単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	868単位
(四) 要介護4	934単位
(五) 要介護5	998単位

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	732単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	868単位
(四) 要介護4	934単位
(五) 要介護5	998単位

注1～18 (略)

ホ～キ (略)

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)

(一) 要介護1	644単位
(二) 要介護2	712単位
(三) 要介護3	785単位
(四) 要介護4	854単位
(五) 要介護5	922単位

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき)

(一) 要介護1	644単位
(二) 要介護2	712単位
(三) 要介護3	785単位
(四) 要介護4	854単位
(五) 要介護5	922単位

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	659単位
(二) 要介護2	724単位
(三) 要介護3	794単位
(四) 要介護4	859単位
(五) 要介護5	923単位

(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	659単位
(二) 要介護2	724単位
(三) 要介護3	794単位
(四) 要介護4	859単位
(五) 要介護5	923単位

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	730単位
(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	866単位
(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	995単位

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	730単位
(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	866単位
(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	995単位

注1～18 (略)

ホ～キ (略)

(新設)

従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

- (一) 要介護1 12,401単位
- (二) 要介護2 17,352単位
- (三) 要介護3 24,392単位
- (四) 要介護4 27,665単位
- (五) 要介護5 31,293単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護1 11,173単位
- (二) 要介護2 15,634単位
- (三) 要介護3 21,977単位
- (四) 要介護4 24,926単位
- (五) 要介護5 28,195単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 568単位
- (2) 要介護2 635単位
- (3) 要介護3 703単位
- (4) 要介護4 770単位
- (5) 要介護5 836単位

注1～11（略）

ハ～ヨ（略）

タ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

- (一) 要介護1 12,341単位
- (二) 要介護2 17,268単位
- (三) 要介護3 24,274単位
- (四) 要介護4 27,531単位
- (五) 要介護5 31,141単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護1 11,119単位
- (二) 要介護2 15,558単位
- (三) 要介護3 21,871単位
- (四) 要介護4 24,805単位
- (五) 要介護5 28,058単位

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 565単位
- (2) 要介護2 632単位
- (3) 要介護3 700単位
- (4) 要介護4 767単位
- (5) 要介護5 832単位

注1～11（略）

ハ～ヨ（略）

（新設）

(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十一条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>849単位</u> 注 1～8 (略) ロ・ハ (略) 二 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>845単位</u> 注 1～8 (略) ロ・ハ (略) (新設)
2 介護予防訪問看護費 イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>301単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>449単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>790単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,084単位</u> (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） <u>287単位</u> ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>254単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>380単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>550単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>810単位</u> 注 1～12 (略) ハ～ヘ (略)	2 介護予防訪問看護費 イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>300単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>448単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>787単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,080単位</u> (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） <u>286単位</u> ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>253単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>379単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>548単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>807単位</u> 注 1～12 (略) ハ～ヘ (略)
3 介護予防訪問リハビリテーション費 イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>292単位</u> 注 1～10 (略) ロ・ハ (略)	3 介護予防訪問リハビリテーション費 イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>290単位</u> 注 1～10 (略) ロ・ハ (略)
4 介護予防居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>509単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>444単位</u>	4 介護予防居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>507単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>442単位</u>

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅲ)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>295単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>285単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>261単位</u>

注1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>

注1～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合	
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>560単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>415単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>379単位</u>

(2) 薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>377単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>345単位</u>

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>539単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>356単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>324単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>296単位</u>

注1～4 (略)

ヘ (略)

5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	
(1) 要支援1	<u>1,721単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,634単位</u>
注1～9 (略)	

ロ～リ (略)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅲ)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>294単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>284単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>260単位</u>

注1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>

注1～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合	
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>558単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>414単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>378単位</u>

(2) 薬局の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>376単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>344単位</u>

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>537単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>355単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>323単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>295単位</u>

注1～4 (略)

ヘ (略)

5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	
(1) 要支援1	<u>1,712単位</u>
(2) 要支援2	<u>3,615単位</u>
注1～9 (略)	

ロ～リ (略)

(新設)

分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

（一）単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 466単位

b 要支援 2 579単位

（二）単独型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 466単位

b 要支援 2 579単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

（一）併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 438単位

b 要支援 2 545単位

（二）併設型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 438単位

b 要支援 2 545単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

（一）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 545単位

b 要支援 2 662単位

（二）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 545単位

b 要支援 2 662単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

（一）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 514単位

b 要支援 2 638単位

（二）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 514単位

b 要支援 2 638単位

注 1～13 （略）

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

（一）単独型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 465単位

b 要支援 2 577単位

（二）単独型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 465単位

b 要支援 2 577単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

（一）併設型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 437単位

b 要支援 2 543単位

（二）併設型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 437単位

b 要支援 2 543単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

（一）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 543単位

b 要支援 2 660単位

（二）単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 543単位

b 要支援 2 660単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

（一）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)

a 要支援 1 512単位

b 要支援 2 636単位

（二）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)

a 要支援 1 512単位

b 要支援 2 636単位

注 1～13 （略）

ハ～ヘ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 580単位

ii 要支援2 721単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 621単位

ii 要支援2 762単位

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 613単位

ii 要支援2 768単位

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 660単位

ii 要支援2 816単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 584単位

ii 要支援2 725単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 621単位

ii 要支援2 777単位

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 584単位

ii 要支援2 725単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 621単位

ii 要支援2 777単位

ハ～ヘ (略)

(新設)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 578単位

ii 要支援2 719単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 619単位

ii 要支援2 759単位

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援1 611単位

ii 要支援2 765単位

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援1 658単位

ii 要支援2 813単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 582単位

ii 要支援2 723単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 619単位

ii 要支援2 774単位

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 582単位

ii 要支援2 723単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 619単位

ii 要支援2 774単位

(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	568単位
ii 要支援2	707単位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	601単位
ii 要支援2	752単位
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	623単位
ii 要支援2	781単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	668単位
ii 要支援2	826単位
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	623単位
ii 要支援2	781単位
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	668単位
ii 要支援2	826単位
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	611単位
ii 要支援2	764単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	611単位
ii 要支援2	764単位

注1～14 (略)

(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	566単位
ii 要支援2	705単位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	599単位
ii 要支援2	750単位
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	621単位
ii 要支援2	778単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	666単位
ii 要支援2	823単位
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	621単位
ii 要支援2	778単位
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	666単位
ii 要支援2	823単位
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	609単位
ii 要支援2	762単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	609単位
ii 要支援2	762単位

注1～14 (略)

(3)・(4)	(略)	
(5)	緊急時施設療養費	
	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一)	緊急時治療管理（1日につき）	<u>518単位</u>
	注1・2（略）	
(二)	(略)	
(6)・(7)	(略)	
(8)	介護職員等特定処遇改善加算	
	<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
(一)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数	
(二)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数	
□	療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	
(1)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>525単位</u>
ii	要支援2	<u>659単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>553単位</u>
ii	要支援2	<u>687単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援1	<u>543単位</u>
ii	要支援2	<u>677単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援1	<u>581単位</u>
ii	要支援2	<u>736単位</u>
e	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援1	<u>614単位</u>
ii	要支援2	<u>769単位</u>
f	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援1	<u>602単位</u>
ii	要支援2	<u>757単位</u>

(3)・(4)	(略)	
(5)	緊急時施設療養費	
	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
(一)	緊急時治療管理（1日につき）	<u>511単位</u>
	注1・2（略）	
(二)	(略)	
(6)・(7)	(略)	
	(新設)	
□	療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	
(1)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ	
a	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>523単位</u>
ii	要支援2	<u>657単位</u>
b	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>551単位</u>
ii	要支援2	<u>685単位</u>
c	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援1	<u>541単位</u>
ii	要支援2	<u>675単位</u>
d	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援1	<u>579単位</u>
ii	要支援2	<u>734単位</u>
e	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援1	<u>612単位</u>
ii	要支援2	<u>767単位</u>
f	病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援1	<u>600単位</u>
ii	要支援2	<u>755単位</u>

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>494単位</u>
ii 要支援2	<u>619単位</u>
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>509単位</u>
ii 要支援2	<u>634単位</u>
c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	<u>552単位</u>
ii 要支援2	<u>698単位</u>
d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	<u>570単位</u>
ii 要支援2	<u>716単位</u>
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>477単位</u>
ii 要支援2	<u>596単位</u>
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>536単位</u>
ii 要支援2	<u>676単位</u>
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>534単位</u>
ii 要支援2	<u>668単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>591単位</u>
ii 要支援2	<u>746単位</u>
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>534単位</u>
ii 要支援2	<u>668単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>591単位</u>
ii 要支援2	<u>746単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	<u>607単位</u>
b 要支援2	<u>764単位</u>

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>492単位</u>
ii 要支援2	<u>617単位</u>
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>507単位</u>
ii 要支援2	<u>632単位</u>
c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	<u>550単位</u>
ii 要支援2	<u>696単位</u>
d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	<u>568単位</u>
ii 要支援2	<u>714単位</u>
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>476単位</u>
ii 要支援2	<u>594単位</u>
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>534単位</u>
ii 要支援2	<u>674単位</u>
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>532単位</u>
ii 要支援2	<u>666単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>589単位</u>
ii 要支援2	<u>744単位</u>
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	<u>532単位</u>
ii 要支援2	<u>666単位</u>
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	<u>589単位</u>
ii 要支援2	<u>744単位</u>
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	<u>605単位</u>
b 要支援2	<u>762単位</u>

(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	635単位
b 要支援2	792単位
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	782単位
(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	764単位
(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援1	635単位
b 要支援2	792単位
(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	782単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	764単位
(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	764単位
注1～11 (略)	
(5)～(9) (略)	
10) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	509単位
ii 要支援2	639単位

(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	633単位
b 要支援2	790単位
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	623単位
b 要支援2	780単位
(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援1	605単位
b 要支援2	762単位
(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援1	633単位
b 要支援2	790単位
(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援1	623単位
b 要支援2	780単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	605単位
b 要支援2	762単位
(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	605単位
b 要支援2	762単位
注1～11 (略)	
(5)～(9) (略)	
(新設)	
ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	507単位
ii 要支援2	637単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	536単位
ii 要支援2	666単位
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	527単位
ii 要支援2	657単位
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	566単位
ii 要支援2	717単位
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i 要支援1	598単位
ii 要支援2	749単位
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i 要支援1	587単位
ii 要支援2	738単位
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	452単位
ii 要支援2	565単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	516単位
ii 要支援2	651単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	591単位
b 要支援2	744単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	618単位
b 要支援2	771単位
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	609単位
b 要支援2	762単位
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援1	591単位
b 要支援2	744単位
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援1	618単位
b 要支援2	771単位
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援1	609単位
b 要支援2	762単位

b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	534単位
ii 要支援2	664単位
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	525単位
ii 要支援2	655単位
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	564単位
ii 要支援2	715単位
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i 要支援1	596単位
ii 要支援2	747単位
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i 要支援1	585単位
ii 要支援2	736単位
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	451単位
ii 要支援2	563単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	514単位
ii 要支援2	649単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	589単位
b 要支援2	742単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	616単位
b 要支援2	769単位
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	760単位
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援1	589単位
b 要支援2	742単位
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援1	616単位
b 要支援2	769単位
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	760単位

注1～10 (略)

(3)～(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 815単位

ii 要支援2 977単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 922単位

ii 要支援2 1,077単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 752単位

ii 要支援2 922単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 810単位

ii 要支援2 1,001単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 730単位

ii 要支援2 894単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 788単位

ii 要支援2 974単位

(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 718単位

ii 要支援2 878単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 775単位

ii 要支援2 958単位

注1～10 (略)

(3)～(7) (略)

(新設)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 813単位

ii 要支援2 974単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 919単位

ii 要支援2 1,074単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 750単位

ii 要支援2 919単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 808単位

ii 要支援2 998単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 728単位

ii 要支援2 892単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 786単位

ii 要支援2 971単位

(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 716単位

ii 要支援2 876単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 773単位

ii 要支援2 955単位

(五) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	658単位
ii 要支援2	819単位
b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	765単位
ii 要支援2	921単位
(2) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	566単位
b 要支援2	727単位
(二) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	624単位
b 要支援2	806単位
(3) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	942単位
ii 要支援2	1,098単位
b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	942単位
ii 要支援2	1,098単位
(二) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	834単位
ii 要支援2	1,027単位
b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	834単位
ii 要支援2	1,027単位
注1～6 (略)	
(4)～(7) (略)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	

(五) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	656単位
ii 要支援2	817単位
b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	763単位
ii 要支援2	918単位
(2) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	564単位
b 要支援2	725単位
(二) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	622単位
b 要支援2	804単位
(3) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	939単位
ii 要支援2	1,095単位
b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	939単位
ii 要支援2	1,095単位
(二) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	832単位
ii 要支援2	1,024単位
b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	832単位
ii 要支援2	1,024単位
注1～6 (略)	
(4)～(7) (略)	
(新設)	

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

（一）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 578単位

ii 要支援2 712単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 639単位

ii 要支援2 794単位

（二）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 568単位

ii 要支援2 702単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 627単位

ii 要支援2 782単位

（三）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 552単位

ii 要支援2 686単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 611単位

ii 要支援2 766単位

(2) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

（一）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 551単位

ii 要支援2 674単位

b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 612単位

ii 要支援2 756単位

（二）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 535単位

ii 要支援2 658単位

b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 596単位

ii 要支援2 740単位

（三）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 524単位

ii 要支援2 647単位

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

（一）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 576単位

ii 要支援2 710単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 637単位

ii 要支援2 792単位

（二）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 566単位

ii 要支援2 700単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 625単位

ii 要支援2 780単位

（三）I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 550単位

ii 要支援2 684単位

b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 609単位

ii 要支援2 764単位

(2) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

（一）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 549単位

ii 要支援2 672単位

b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 610単位

ii 要支援2 754単位

（二）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 533単位

ii 要支援2 656単位

b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援1 594単位

ii 要支援2 738単位

（三）II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)

a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援1 522単位

ii 要支援2 645単位

b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>585単位</u>
ii	要支援2	<u>729単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>525単位</u>
ii	要支援2	<u>652単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>581単位</u>
ii	要支援2	<u>728単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>500単位</u>
ii	要支援2	<u>617単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>558単位</u>
ii	要支援2	<u>695単位</u>
(4)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>660単位</u>
ii	要支援2	<u>818単位</u>
b	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>660単位</u>
ii	要支援2	<u>818単位</u>
(二)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>650単位</u>
ii	要支援2	<u>808単位</u>
b	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>650単位</u>
ii	要支援2	<u>808単位</u>
(5)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
a	要支援1	<u>674単位</u>
b	要支援2	<u>821単位</u>
(二)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a	要支援1	<u>674単位</u>
b	要支援2	<u>821単位</u>

b	II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>583単位</u>
ii	要支援2	<u>727単位</u>
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>523単位</u>
ii	要支援2	<u>650単位</u>
b	I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>579単位</u>
ii	要支援2	<u>726単位</u>
(二)	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>498単位</u>
ii	要支援2	<u>615単位</u>
b	II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>556単位</u>
ii	要支援2	<u>693単位</u>
(4)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>658単位</u>
ii	要支援2	<u>815単位</u>
b	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>658単位</u>
ii	要支援2	<u>815単位</u>
(二)	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	<u>648単位</u>
ii	要支援2	<u>805単位</u>
b	ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	<u>648単位</u>
ii	要支援2	<u>805単位</u>
(5)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
a	要支援1	<u>672単位</u>
b	要支援2	<u>818単位</u>
(二)	ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a	要支援1	<u>672単位</u>
b	要支援2	<u>818単位</u>

(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

- (一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 618単位
 - ii 要支援2 767単位
 - b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 618単位
 - ii 要支援2 767単位
- (二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 643単位
 - ii 要支援2 781単位
 - b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 643単位
 - ii 要支援2 781単位

注1～11 (略)

(7) (略)

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

- イ 緊急時治療管理（1日につき） 518単位
- 注1・2 (略)
- ロ (略)

(9)～(12) (略)

13 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

- イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）
 - (1) 要支援1 181単位
 - (2) 要支援2 310単位
- ロ～ホ (略)

(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

- (一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 616単位
 - ii 要支援2 765単位
 - b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 616単位
 - ii 要支援2 765単位
- (二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 641単位
 - ii 要支援2 779単位
 - b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 641単位
 - ii 要支援2 779単位

注1～11 (略)

(7) (略)

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

- イ 緊急時治療管理（1日につき） 511単位
- 注1・2 (略)
- ロ (略)

(9)～(12) (略)

(新設)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

- イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）
 - (1) 要支援1 180単位
 - (2) 要支援2 309単位
- ロ～ホ (略)

<p>△ 介護職員等特定処遇改善加算 <u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 <u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</u> <u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u></p>	<p>(新設) 9 (略)</p>
---	---

(指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十二条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 a 要支援1 <u>473単位</u> b 要支援2 <u>523単位</u> (二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合 a 要支援1 <u>495単位</u> b 要支援2 <u>548単位</u> (三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合 a 要支援1 <u>738単位</u> b 要支援2 <u>824単位</u> (四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合 a 要支援1 <u>757単位</u> b 要支援2 <u>846単位</u> (五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合 a 要支援1 <u>856単位</u> b 要支援2 <u>956単位</u> (六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合 a 要支援1 <u>883単位</u> b 要支援2 <u>986単位</u> (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 a 要支援1 <u>427単位</u> b 要支援2 <u>474単位</u></p>	<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 a 要支援1 <u>471単位</u> b 要支援2 <u>521単位</u> (二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合 a 要支援1 <u>493単位</u> b 要支援2 <u>546単位</u> (三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合 a 要支援1 <u>735単位</u> b 要支援2 <u>821単位</u> (四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合 a 要支援1 <u>754単位</u> b 要支援2 <u>842単位</u> (五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合 a 要支援1 <u>852単位</u> b 要支援2 <u>952単位</u> (六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合 a 要支援1 <u>879単位</u> b 要支援2 <u>982単位</u> (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 a 要支援1 <u>425単位</u> b 要支援2 <u>472単位</u></p>

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	<u>447単位</u>
b 要支援2	<u>496単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>664単位</u>
b 要支援2	<u>740単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>681単位</u>
b 要支援2	<u>759単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>769単位</u>
b 要支援2	<u>859単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>794単位</u>
b 要支援2	<u>886単位</u>
□ 介護予防認知症対応型通所介護費(II)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>246単位</u>
(二) 要支援2	<u>260単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>258単位</u>
(二) 要支援2	<u>272単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>411単位</u>
(二) 要支援2	<u>434単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>422単位</u>
(二) 要支援2	<u>445単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>482単位</u>
(二) 要支援2	<u>510単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>498単位</u>
(二) 要支援2	<u>526単位</u>
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	<u>445単位</u>
b 要支援2	<u>494単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>661単位</u>
b 要支援2	<u>737単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>678単位</u>
b 要支援2	<u>756単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>766単位</u>
b 要支援2	<u>855単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>791単位</u>
b 要支援2	<u>882単位</u>
□ 介護予防認知症対応型通所介護費(II)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>245単位</u>
(二) 要支援2	<u>259単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>257単位</u>
(二) 要支援2	<u>271単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>409単位</u>
(二) 要支援2	<u>432単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>420単位</u>
(二) 要支援2	<u>443単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>480単位</u>
(二) 要支援2	<u>508単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>496単位</u>
(二) 要支援2	<u>524単位</u>
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハマまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハマまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要支援1 3,418単位

（二）要支援2 6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要支援1 3,080単位

（二）要支援2 6,224単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 要支援1 421単位

(2) 要支援2 526単位

注1～7（略）

ハ～リ（略）

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 757単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 785単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 773単位

注1～6（略）

(新設)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

（一）要支援1 3,403単位

（二）要支援2 6,877単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要支援1 3,066単位

（二）要支援2 6,196単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 要支援1 419単位

(2) 要支援2 524単位

注1～7（略）

ハ～リ（略）

(新設)

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 743単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位

注1～6（略）

ハ～ヌ (略) 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1からリまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1からリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	ハ～ヌ (略) (新設)
---	-----------------

第十三条 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後 介護予防支援費 1 介護予防支援費(1月につき) 注1・2 (略) ロ・ハ (略)	改 正 前 介護予防支援費 1 介護予防支援費(1月につき) 注1・2 (略) ロ・ハ (略)
---	---

(厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数)
 第十四条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成十八年厚生労働省告示第百六十五号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後 一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ (略) ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要介護一 一万六千二百九十四単位 (2) 要介護二 一万八千三百一十単位 (3) 要介護三 二万三千九十八単位 (4) 要介護四 二万二千三百四十四単位 (5) 要介護五 二万四千四百四十二単位 二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ (略) ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要支援一 五千三十二単位 (2) 要支援二 一万五百三十一単位	改 正 前 一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ (略) ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要介護一 一万六千二百三十三単位 (2) 要介護二 一万八千四百四十九単位 (3) 要介護三 二万二千四百六十六単位 (4) 要介護四 二万二千二百九十二単位 (5) 要介護五 二万四千二百五十九単位 二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数 イ (略) ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。 (1) 要支援一 五千三十三単位 (2) 要支援二 一万四百七十三単位
--	---

別表第一

- 1 (略)
- 2 訪問介護
 - イ 身体介護が中心である場合
 - (1) (略)
 - (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位
 - (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数
 - (4) 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数
 - ロ 生活援助が中心である場合
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位
 - (4) 所要時間1時間15分以上の場合 261単位
- ハ (略)

別表第二

- 1 (略)
- 2 指定訪問介護（1月につき）

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

 - (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,054単位
 - (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位
 - (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。） 3,344単位
- 3 指定通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

 - (1) 要支援1 1,489単位
 - (2) 要支援2 3,053単位
- 4～11 (略)

（厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部改正）

第十五条 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成十八年厚生労働省告示第11百六十三号）の1部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） <u>1,013単位</u></p> <p>注 (略)</p>	<p>別表</p> <p>1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき） <u>1,009単位</u></p> <p>注 (略)</p>

別表第一

- 1 (略)
- 2 訪問介護
 - イ 身体介護が中心である場合
 - (1) (略)
 - (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位
 - (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数
 - (4) 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数
 - ロ 生活援助が中心である場合
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位
 - (4) 所要時間1時間15分以上の場合 260単位
 - ハ (略)
- 3～10 (略)

別表第二

- 1 (略)
- 2 指定訪問介護（1月につき）

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

 - (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,051単位
 - (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,102単位
 - (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。） 3,334単位
- 3 指定通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

 - (1) 要支援1 1,482単位
 - (2) 要支援2 3,039単位
- 4～11 (略)

2 定期巡回サービス費 (1回につき) 注 (略)	379単位	2 定期巡回サービス費 (1回につき) 注 (略)	378単位
3 随時訪問サービス費Ⅰ (1回につき) 注 (略)	578単位	3 随時訪問サービス費Ⅰ (1回につき) 注 (略)	576単位
4 随時訪問サービス費Ⅱ (1回につき) 注 (略)	778単位	4 随時訪問サービス費Ⅱ (1回につき) 注 (略)	775単位

(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)
 第十六条 厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一〇四 (略)</p> <p>四の二 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 介護福祉士であつて、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>	<p>一〇四 (略) (新設)</p>

- (5) 訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれかを算定していること。
- (6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(III) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 五・六 (略)
- 六の二 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
- イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (二) 指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イを算定していること。

五・六
（新設）
（略）

(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

七〇二十二 (略)

二十三 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ・ハ (略)

二十四 (略)

二十四の二 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

二十四の三 (略)

二十五〇三十四 (略)

三十四の二 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

三十四の三・三十四の四 (略)

三十五〇三十九 (略)

三十九の二 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

三十九の三 (略)

四十・四十一 (略)

四十一の二 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

四十二 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く)、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型

特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く)、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く)、

介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ・ロ (略)

四十二の二〇四十四 (略)

(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

七〇二十二 (略)

二十三 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ・ハ (略)

二十四 (略)

二十四の二 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

二十四の三 (略)

二十五〇三十四 (略)

三十四の二 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

三十四の三・三十四の三 (略)

三十五〇三十九 (略)

三十九の二 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

三十九の三 (略)

四十・四十一 (略)

四十一の二 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第六号の二の規定を準用する。

四十二 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く)、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型

特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く)、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く)、

介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ・ロ (略)

四十二の二〇四十四 (略)

四十四の二 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

四十五～四十八 (略)

四十八の二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(Ⅰ) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十五～四十八 (略)
(新設)

四十九〜五十一 (略)

五十一の二 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

五十一の三 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。)で二以上確保していること。

ロ・ハ (略)

五十一の四〜五十一の九 (略)

五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

五十二・五十三 (略)

五十三の二 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

五十四〜五十八 (略)

五十八の二 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

五十八の三・五十八の四 (略)

五十九・六十 (略)

六十の二 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四十八号の二の規定を準用する。

六十の三 (略)

六十一・六十二 (略)

六十二の二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

四十九〜五十一 (略)

(新設)

五十一の二 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の四イにおいて同じ。)で二以上確保していること。

ロ・ハ (略)

五十一の三〜五十一の八 (略)

(新設)

五十二・五十三 (略)

(新設)

五十四〜五十八 (略)

(新設)

五十八の二・五十八の三 (略)

(新設)

五十九・六十 (略)

六十の二 (略)

六十一・六十二 (略)

(新設)

- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(1)のいずれかを算定していること。
- (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 六十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準
指定地域密着型サービス基準第三百三十七条第五項及び第六項又は第六十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合していないこと。
- 六十四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準
第十八号の規定を準用する。
- 六十五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける栄養マネジメント加算の基準
イ、ホ（略）
- 六十五の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける再入所時栄養連携加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- 六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- 六十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準
指定地域密着型サービス基準第三百三十七条第五項及び第六項又は第六十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合していないこと。
- 六十四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準
第十八号の規定を準用する。
- 六十五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける栄養マネジメント加算の基準
イ、ホ（略）
- 六十五の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける再入所時栄養連携加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- 六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準
 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいづれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準

イ・ホ (略)

六十八 特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における口腔衛生管理体制加算の基準

イ・ロ (略)

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理体制加算の基準
 前号の規定を準用する。

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ・ロ (略)

七十一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準
 在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

七十一の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準

イ・二 (略)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ②中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
 第四十八号の規定を準用する。

七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ (新設)

介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。
 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいづれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準
 通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいづれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準

イ・ホ (略)

六十八 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における口腔衛生管理体制加算の基準

イ・ロ (略)

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理体制加算の基準
 前号の規定を準用する。

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ・ロ (略)

七十一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準
 在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

七十一の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準

イ・二 (略)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービス提供体制強化加算の基準

第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ②中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算の基準
 第四十八号の規定を準用する。

七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ (新設)

介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。
 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいづれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

- (二) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 七十四～八十一 (略)
- 八十一の二 複合型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
- 第四十八号の二の規定を準用する。
- 八十二～八十八 (略)
- 八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
- イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- 七十四～八十一 (略)
- (新設)
- 八十二～八十八 (略)
- (新設)

- (二) 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
 - (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
 - (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
 - (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
 - (4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
 - (5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(I)のいずれかを算定していること。
 - (6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。
 - (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
 - (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 八十九〜九十四 (略)
- 九十四の二 介護保健施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
第六号の二の規定を準用する。
- 九十五〜九十九 (略)
- 九十九の二 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
第六号の二の規定を準用する。
- 百〜百の三 (略)
- 百の四 介護医療院サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
第六号の二の規定を準用する。
- 百一・百二 (略)

- 八十九〜九十四 (略)
- (新設)
- 九十五〜九十九 (略)
- (新設)
- 百〜百の三 (略)
- (新設)
- 百一・百二 (略)

<p>百二の二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百三〇百十四 (略)</p>	<p>(新設) 百三〇百十四 (略) (新設)</p>
<p>百十四の二 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百十四の三 (略) 百十五〇百十七 (略)</p>	<p>百十四の二 (略) 百十五〇百十七 (略) (新設)</p>
<p>百十七の二 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百十七の三 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準 第三十九号の三の規定を準用する。 百十八〇百十九 (略)</p>	<p>百十七の二 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準 第三十九号の二の規定を準用する。 百十八〇百十九 (略) (新設)</p>
<p>百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百十九の三・百十九の四 (略) 百二十〇百二十一 (略)</p>	<p>百十九の二・百十九の三 (略) 百二十〇百二十一 (略) (新設)</p>
<p>百二十一の二 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の規定を準用する。 百二十一の三 (略) 百二十二〇百二十三 (略)</p>	<p>百二十一の二 (略) 百二十二〇百二十三 (略) (新設)</p>
<p>百二十三の二 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の規定を準用する。 百二十四〇百二十七 (略)</p>	<p>百二十四〇百二十七 (略) (新設)</p>
<p>百二十七の二 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の規定を準用する。 百二十七の三 (略)</p>	<p>百二十七の二 (略) 百二十七の三 (略)</p>
<p>百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準 第五十八号の四の規定を準用する。 百二十八〇百二十九 (略)</p>	<p>百二十七の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準 第五十八号の三の規定を準用する。 百二十八〇百二十九 (略) (新設)</p>
<p>百二十九の二 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の規定を準用する。</p>	<p>百二十九の二 (略) (新設)</p>